

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
対策に関する説明会及び意見交換会

議事録

日 時：平成18年11月27日（月曜日）

午後7時から午後9時まで

場 所：村田町沼辺地区公民館 和室

1 開 会

○司会 皆様、お待たせいたしました。

本日、夜分、そしてまたこの雨の中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に関する説明会及び意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、まず村井知事からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○知事（村井） 最初のごあいさつだけは立ってさせていただきたいと思います。

皆さん、おぼんでございます。

本日は、月曜日のこのような時間帯にもかかわらず、大勢の皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。きょうは肌寒くて、そして雨が降っておりまして、足元の悪い中このようにお集まりいただきましたこと、心から恐縮し、感謝を申し上げたいと思います。

月日のたつのは早いものでございまして、3カ月前にちょうどこの場所に参りまして、私皆様にお話をさせていただきまして、忌憚のないご意見を賜ったわけでございます。あのときは本当に暑くて、汗を流しながら、汗をふきふき、皆さんのお話をお伺いしたわけでありまして。あのときいただきました宿題を持ち帰りまして、県庁を挙げて、専門家の皆さんのご意見も聞きながら、また国の外郭団体、この問題に対応いたします外郭団体などにもお伺いいたしまして、何回も何回も議論を重ねて、今日この場に至ったということでございます。

結論を申し上げますと、冠水対策につきましては、一日も早く早期に対応したいと考えております。また、臭いの発生を抑えるために、多機能性覆土、これにつきましても、すぐにでも実施設計に入りまして、工事をスタートさせていただきたいと考えております。

P & T工法をぜひ導入してもらいたいというお話がございました。これにつきましては、検討を重ねましたけれども、結果といたしまして、実現は大変難しいと考えております。理由は幾つかございますが、一つに、P & Tによって、ポンプアップによって出てまいります地下水が環境基準（放流水基準の意）を満たしておりますので、それを浄化して域外に出すということが、税金を使って行うことができない、難しいということ。また、地下水をくみ上げることによって、地盤沈下の危険性も出てくるというようなことでございまして、やはり我々が従来から計画をお話ししておりましたPRB工法によって行うことが、最も現実的で理想的な形であるという結論に至りました。このPRB工法につきましては、来年設置いたします評価委員会の意見を聞きながら、施工時期等について検討してまいりたいと考えてございます。

きょうはこの辺について、さらに詳しく担当の者よりお話をさせていただきまして、皆さんのご意見もまた改めて聞かせていただきたいと考えております。どうしても地元の皆さんのご意見、ご意向がそろって、ぜひやっという結論に至らなければ、この工事は国から特措法の認定を受けることができませんので、きょう皆さんのご意見を聞いた上で、私どもの考え方を聞いていただいた上で、ぜひともご理解を賜りたいと、きょうはお願いに上がった次第でございます。限られた時間ではございますけれども、ぜひとも皆さんからいろんなご意見を賜ればと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございます。

○司会 続きまして、佐藤村田町長からごあいさつを頂戴いたしたいと思います。

○村田町長（佐藤） 皆さん、おぼんでございます。

今、知事さんからお話ございましたように、大変足元の悪い中、それぞれ皆さん方にご出席をいただいたということでございますし、平成18年も1カ月そこそこという時期を迎えたところでございます。いよいよ師走を迎えるという時期でございますから、本年のそれぞれの農作業、あるいは収穫も終えたということでございますから、町民の皆さん方に改めて感謝と御礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変、町にとりましても、地域住民にとりましても、懸案事項でございます処分場の説明会、そして意見交換会ということで、知事さん初め、担当部長さん、それぞれの係の方々、おいでをいただいたの会議でございます。あらかじめ、今知事さんから方向を示されたごあいさつもいただいたようでございますが、問題はそれぞれ地区の方々が、そして全体の方々が納得のいく、そして効果・効力のある形を持って、ご検討いただきながら、町民の方々に一日も早い安全・安心を確立していただければと、心からお願い申し上げます。今晩の会議、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変ご苦労さまでございます。

○司会 ありがとうございます。

会場に地元選出の県議会議員の伊勢 敏先生にいらしていただいておりますので、ご紹介申し上げます。

それでは、早速説明に入らせていただきます。処分場支障除去対策の基本設計についてということで、高橋環境生活部次長からご説明させていただきたいと思います。

なお、本日の予定時間につきましては、かねてご案内のとおり9時までということで、ご協力をいただきたいと思います。説明につきましては、おおむね30分ほど予定しております、ご質問、ご意見交換はその後ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お聞きいただきたいと思います。

3 説 明

○環境生活部次長（高橋） 高橋でございます。座って説明させていただきます。

それでは、基本設計の概要について説明をさせていただきます。

お手元に資料を2種類お配りしております。小さい方のA4判と、それからカラーの大きな判の2種類でございます。

それでは、早速小さい方の紙をごらんいただきたいと思います。

1. 支障除去対策工の概要の（1）雨水浸透防止対策でございます。

雨水浸透防止対策は、雨水が廃棄物層に浸透し、埋立地内部が、ガスが発生しやすい条件にあることや、内部に滞留したガスが水位の上昇により押し上げられ、放散することを防止するための対策を行うものであります。

次に、雨水排水溝の設置でございますが、北側の町道側については、1時間降雨量70ミリに対応する幅1メートル、深さ1メートル程度の側溝を設置し、処分場の外周に沿って、自然流下で処分場東側、農道側の排水路へ排水することにいたします。

それでは、平面図のほうで説明いたします。まず、大きなA3判の1ページをごらんください。

まず、表面整形・場内雨水排水溝設置ですが、これは場内の表面を整形し、排水勾配を2ないし3%にし、場内に設置する雨水排水溝に雨水を導き、速やかに場内の表面排水を行うこと

により、廃棄物層への雨水の浸透を少なくするものであります。

次に、水色の部分が雨水側溝になります。北側の町道側は幅1メートル、深さ1メートル程度の側溝を設置し、処分場の外周に沿って、自然流下で処分場東側、農道側の排水路に排水することといたします。開渠で一部勾配がとれない部分については、1メートル径の管渠で対応していきたいと考えております。

東西に点線で黒く示してありますA測線、測線を示しておりますけれども、ここで切った断面図が、次の2ページに示しております図面でございます。2ページをごらんください。上に排水勾配と書いてございます、東側に向けて勾配をとっております。これは、Aで切ったところですね。

次のページをごらんください。これは、F測線で切った断面図、今図示しております、これが3ページでございます。処分場の断面図でございますけれども、処分場の境界の高さは現状を維持し、盛土層は30センチから1メートルを予定しております。上の黒の線が処分場の高さとなります。よろしいでしょうか。

では、この大きな資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。カラーの1ページでございます。

多機能性覆土でございますけれども、この平面図の緑の部分について行います。この色をつけた部分は、一昨年の調査で廃棄物層と覆土層との境界面で100ppm以上の硫化水素濃度が確認されている部分でございます。水位の変動により、内部のガスが押し上げられる可能性があることから、内部の硫化水素濃度が高い場所については、多機能性覆土を行うことで、硫化水素の放散に備えるものでございます。そのほかの場所については、覆土でガスの放散がある程度抑えられている現状から、今回の表面整形や覆土による対応で放散防止を図っていきたくて考えております。なお、実施に当たっては、再度、廃棄物層と覆土層との境界面で、その時点でのガスの状況を確認したいと考えております。その上で、具体の施工範囲の振り分けを行って、実施区域を決定したいと考えております。

次に、大きな資料の3ページをごらんください。

先ほどの断面図でございますが、下に書いてあります下の図、多機能性覆土標準断面図と書いてございます。廃棄物、現覆土の上に、吸着層を2層で構成します。まず、酸化鉄を含む層で硫化水素を吸着させ、次に活性炭を含む層で、その他のガスを吸着させます。さらに、吸着層の上に雨水浸透防止層、植栽層を設け、3層からなる構造として、高さは75センチ程度を予定いたしております。

それでは、小さい方の資料の1ページ目に戻ります。

(2)の浸出水拡散防止対策でございます。処分場内の廃棄物は、有害産業廃棄物に該当する汚染状況は認められませんが、土壌含有量基準を当てはめた場合に、その基準を超えた鉛が検出されていることや、処分場内の保有水では、地下水環境基準を超えて検出される地点も見られるため、場外周辺の地下水に影響を及ぼさないように実施するものでございます。

では、また大きなカラーのほうをごらんください。大きな紙の1ページでございます。

ここで、赤い線で示しておりますのが、遮水壁でございます。延長は600メートル、北側の部分とそれから東側部分に示しております。遮水壁を予定しております。遮水壁については、ソイルセメントなどによる遮水性のある地中連続壁を地下水の流れの下流側である処分場東側及び北側に設置し、浸出水の拡散を防止するものです。

暗渠ドレーン・表面導水路は、遮水壁の設置により、大雨のときに埋立地内部の地下水位が上昇し、その水が越流することが懸念されることから設置するものでございます。暗渠ドレーンは、先ほど見ていただいた赤い線、遮水壁の内側に、ちょっと見にくいですが、赤い線の内側につくります。直径15センチの穴の開いた有孔管を遮水壁の内側に設置します。

表面導水路は、ちょっと見にくいのですが、黄色の線で示しております。浄化壁の前の部分に設置し、それぞれ保有水の越流を防止するとともに、浄化壁に導水する機能をあわせ持ちます。また、浄化壁の後ろ側にも暗渠ドレーンを設置することにより、一定の流速が保たれ、越流を防止することにいたします。

次に、このカラーの3ページをごらんいただきたいと思います。

上の断面図をごらんください。右のほうに赤く縦に線が引いてございます。これが遮水壁の断面図になります。遮水壁は現地の難透水層に達する深さまで設置することになりまして、深さは20メートル程度になります。この遮水壁は、浸出水の拡散を防止するとともに、内部保有水を浄化壁に導く働きを持ちます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

これは、透過性反応浄化壁の計画図でございます。上が上から見た平面図で、下が断面図でございます。浄化材として黒ぼく土や活性炭と碎石をベースに混ぜるわけございまして、透水性の壁を処分場入り口付近に設置し、水がこの壁を通過するときに浄化材で汚染物質を吸着浄化し、地下水環境基準を満足する性状の地下水として外部に流出させるものでございます。

地下水の流速は、シミュレーションの結果から、地盤から5メートルぐらいまでの部分で流速が大きく、それより深い部分では小さくなっています。そこで、まず直径1.5メートルの円柱の浄化壁を難透水層部分、約20メートルまで2列に、この図面にありますように、円柱形のものを2列に設置します。それに加えて、流速の早い、浅い部分は5メートルまで、幅1メートルの浄化の壁を4列に設置いたします。この壁の長さは74メートルになります。この図面で黄色で示した、上から見た平面図に表面導水路と書いてございますが、表面導水路は幅1.5メートル、深さ2メートルの碎石による導水路でございます。

それでは、小さいほうの資料の2ページ、裏のページをごらんいただきたいと思います。事業の実施期間について説明をいたします。

まず、雨水浸透防止対策については、平成19年度前半に実施設計を行い、平成19年度後半から工事にかかります。具体の対策工事は、最初に雨水浸透防止対策として、処分場内の整形、多機能性覆土、雨水排水溝の設置、周辺の雨水排水溝の設置工事を行い、処分場内の水位の低下、内部からのガスの放散防止及び保有水の法面からの越流防止を図ります。

遮水壁及び透過性反応浄化壁による浸出水拡散防止対策は、継続的なモニタリングを行う中で、場内の汚染物質の濃度が継続的に上昇する傾向を示すなど、場外の周辺地下水が地下水環境基準を超過するおそれが生じた場合に、学識経験者等で構成する評価委員会、これは仮称でございますが、評価委員会の意見等を踏まえて、着手時期を判断することとしたいと考えております。これまでご説明いたしました一連の対策については、産廃特別措置法の適用を前提に検討を進めてきたものであります。工事の実施方法など、対策手法の枠組みを含めまして、環境省などの指導も踏まえながら、検討を重ね、決定したものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、この大きな資料の6ページになります。右のところにページが打ってございます。

左側の参考資料にモニタリング計画と書いてございます。現在も水質調査等は実施しておりますが、場内の下流側及び場外周辺部の地下水の状況についてのモニタリングを強化し、場内の汚染濃度の推移や、汚染拡散のおそれの有無を確認していきたいと考えております。具体的には、現在ボーリング孔などで地下水等検査項目や地下水環境基準を超えているBODや砒素、ほう素、ふっ素、及び土壌含有基準を超えている鉛などを重点的に継続調査していきたいと考えております。あわせて、場外周辺部の地下水への影響を把握するため、場外のモニタリングも強化していきたいと考えております。これらのデータにつきましては、先ほど説明いたしました評価委員会に報告して、評価をいただきたいと考えております。

続きまして、事業費でございますが、小さい資料の先ほどの裏のページでございます。

雨水浸透防止対策は概算で8億2,000万円を見込んでおります。内訳といたしましては、覆土・整形・盛土に3億2,000万円、雨水排水溝設置に3億円、多機能性覆土に1億8,000万円、モニタリング孔設置に2,000万円、それからモニタリングにつきましては、年間5,000万円、10年で約5億円を見込んでおります。次に、浸出水拡散防止対策は17億9,000万円を見込んでおまして、その内訳は遮水壁に6億8,000万円、浄化壁に10億8,000万円などとなります。したがって、概算工事費は以上の全体工事費で約26億1,000万円を見込んでおります。

最後になりますが、この大きな資料の一番後ろにつけております大きな資料、一番最後のページでございます。P&T工法との比較についてでございます。前回の8月の説明会の際に、P&T工法を採用できないか検討するよう、要望があったわけでございます。その検討状況について説明をさせていただきます。

お手元の資料に対策工の比較表を載せてございます。一番左のA案が、今回私どもが行おうとする計画でございます。ご提案のあったP&T工法につきましては、いろいろ採用できないかどうか、B-1からB-2、B-3、B-4と私どもなりにいろんなケースを考えて、検討してみました。B-1案は、揚水井戸によって地下水をポンプアップして、浸出水の拡散を防止するものでございます。B-2案は、ガス対策のために処分場の表面をキャッピングして、揚水するもの。B-3は下流に遮水壁を設置した場合の案で検討したものでございます。B-4は全周遮水壁を設置した場合の案で検討したものでございます。それぞれA案と比較検討いたしました。工事費は、処分場の一般的な対策工事費を参考として、あくまでも概算として算出したものでございます。

また、これらの案のほかに、PRB工法と一部でも併用できないか、P&T工法をPRB工法と併用できないか、真剣に検討したわけでございます。例えば、保有水を揚水してPRBで処理する方法も検討いたしました。いずれにしても、P&T工法は処分場内の保有水をくみ上げて処理することになりますので、その除去目標は放流水基準が該当するわけですが、処分場内の保有水は現在地下水環境基準を超えている地点はあるものの、放流水基準は満足しております。くみ上げれば、そのまま水を放流することも可能でありますので、あえてくみ上げた水を水処理するということは合理的でないということから、産廃特別措置法上の合理的な手法とは認められないため、P&T工法を採用することはできないという結論に至りました。

なお、11月20日に村田町で開催された再生検討委員会において町が提案したP&T工法は、廃棄物を全量撤去するための前処理として行うものである。工事費なども格安であるという説明をいただいたところでございます。県といたしましては、竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会の専門部会の検討結果を踏まえ、廃棄物を撤去せず、残置して万全の環境

対策を行うこととして進めてきましたので、全量撤去を前提としたP&T工法は採用できないことをご理解いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

4 意見交換

○司会 それでは、ご出席の皆様方からご質問やご意見を頂戴してまいりたいと思います。

大変申しわけございませんけれども、ご発言なさる方、挙手していただきましたならば、お席の方へマイクをお持ちいたしますので、お名前をおっしゃってから、お話をお願いしたいと思います。

はい、マイクを運んでください。

○住民A 守る会のAでございます。

きょう、ここに来る前に県議の先生たちに出前竹の内講座というのを行ってまいりました。当然中身としたら、ポンプ&トリートメントだよなというお話をしてきました。そのときに、おいでいただいた県議の先生たちに、怒らないで、ちゃんと順々と知事とお話しなさいと。怒らないでなんだそうです。怒らないで、わかりやすく知事にお話ししたらという提案をいただきました。それで、怒らないでやろうと思っていたんですが、今高橋次長が最後に言った、総合対策専門部会では全量撤去をしないでやるということを決めたという言い方がありましたけれども、親部会の会員でもありました、私は。親部会というか、総合対策委員会ですね。ここでは、そういう報告は1回も聞いたことがないので、何かのお間違いだろうと思っております。あのときは、当時の知事にみんなお任せするよというお話で、総合対策委員会を閉じたので、そのときに全量撤去はしないというお話はしたことはありません。それは間違いですので、訂正をお願いいたします。

それから、知事も含めて、やんわりと申し上げます。何で宮城県がそんなに信用されないのかという話になりますが、この前も三部部長にはとっくりとお話ししました。緊急対策で冠水防止をなさいと。緊急対策でなさいだったんです。緊急対策でなさい。それから、緊急対策しましたけれども、やっぱり冠水しますということになったわけです。だから、私はそのとき申し上げたのは、表流水さえコントロールできない県が、どうして地下水のコントロールができるんですか。まず、表流水のコントロールが一番先でしょうと。そういうことを申し上げました。そうしたら、今後の対策でそれを行いますということなんだけれども、本当は緊急対策で済んでいるんです。六百何十万円かけているんだ、それにお金。それで、そのことで成功しなかったよな、冠水するよな、相変わらずという話になりましたけれども、それは役場の職員と笑っていました。「あの人たち、おらさ聞きさ来ねおんね、情報」。我々のところに情報なんか聞きに来ません。聞きに来たなら、私たちは教えてあげた。ここをこうした方がいいんじゃないかという意見も申し上げた。それが問題なんです。一番の問題はそこなんです。

それで、県議の先生たちとさっきもやりとりした中で、緊急対策、冠水対策のこのやりとりになりました。今度本当に対策するんだからいいんじゃないかということをおっしゃる県議の先生もいたけれども、そうではないです。緊急に必要なだから、緊急対策で取り上げた。だけれども、失敗したんです、これは。なぜかといったら、地元の知恵を生かさなかったからなんです。私たちは県の人たちに意見を求められたらば、一時は「おめえさんか教えねっ」という言い方をしていましたけれども、今は胸襟を開いております。知事に来いと言われてたら、い

つでも行って、なあなあと背中をたたきながらお話をしたい。それを一日千秋の思いで待っているんですが、なかなか来ないということがございます。

それで、今ノートを開いていましたらば、当たり前の県民をサービスしてください。当たり前の県民サービスをしてください。それからもう一つ、当たり前の産廃跡地にしてください。当たり前の産廃跡地、これは安定型産廃跡地にしてください。当たり前のですよ。汚染なんかあっちゃいけないんですよ。それから、当たり前の土地利用計画可能な再生をしてください。当たり前に土地利用計画ができるような再生をしてください。そして、最後に殺し文句で書いてあります。これが240万県民の竹の内住民への共感のすべてなんですか。今発表していただいたことですね。これが240万か何ぼだかわかりませんが、これが県民の竹の内住民への共感のすべてなんですか。すべてなんですねということがあります。

それから一説には、我々が県をいきなりいじめていると。知事、違いますよ、こいつは。我々は被害者でございまして、一方的にいじめられております。それで、今はやっているいじめの学校の校長先生が新聞やテレビでごめんなさいと言っているんだけど、この際宮城県民のいじめは我々のところに集中的に来ていまして、そこの校長先生は村井知事だというふうに思わざるをえない。

それで、我々は胸襟を開いております。こういうふうにしたほうがもっといいんじゃない。そういう意味で、PRBはもう否定された技術です。技術的にも完全に否定されている。アメリカでは、PRBで失敗したのは、ポンプ&トリートメントで修復している。そういう例がいっぱいあります。実験だって、提案者自身が認めているわけですから、失敗するのは当たり前です。それを強行なさるという理由がさっぱりわからない。いろいろ理由は言われましたけれども、我々は県がこれ以上間違うのを、失敗するのを見ていられないということで、ポンプ&トリートメントを提案しているということもございまして。胸襟を開いて話し合うということは、まだまだ残っております。以上でございます。今のところ。

○司会 はい、おおむね2点のご質問があったかと思えます。1点、全量撤去をしないと総合対策検討委員会では言っていないはずだということ。それから、緊急対策としてやった冠水対策事業、これは失敗ではないかというお話でございまして。では、回答を高橋次長のほうからお願いします。

○環境生活部次長（高橋） では、お答えいたします。

確かにAさんがおっしゃるように、親部会の方では全量撤去をしなくたっていいということは、決して決めておりません。私が申し上げたのは、専門部会のほうでございまして、技術的に全量撤去しなくても、十分な環境対策がとれるという専門部会の結論に至っておりますということで、そういうことを申し上げました。それから、雨水対策、確かに今までやったのは本当に不十分でございまして、雨がかなり降れば、水浸しは全然直っておりません。それで、今回初めて雨水対策を抜本的に、荒川の河川改修ともリンクさせながら、抜本的にやっていこうということでございまして、今回そういう意味では初めて本格的な、将来とも安心できるような対策をさせていただくことになるわけでございまして、Aさんおっしゃるように、地元の方がこれを一番知っているわけですので、十分こういう点に気をつけろとか、あと特に町とは町道、農道の関係もいろいろございまして、連携をとりながら、しっかりやっていきたいと思っております。

それから、PRBでございまして、もう全然だめだというお話をいただいておりますが、私

ども基本設計をする中で、現場の保有水、現場の水を实际使って、予備実験を重ねてきておりまして、目詰まりするとか、そういうことも含めて、十分な検証を加えて、ここに至っておりますことをご理解いただきたいと思います。

○住民A 一つ抜けていました。お答えの中で、地区の知恵を生かせばいいという言い方をしましたけれども、今回の冠水対策、第2次冠水対策というか、補完工事なんですが、それで役場の意見を聞いたり、我々の意見を聞いたりしたんですか、十分にしたんですか、それは。

○司会 それでは、鈴木竹の内対策室長の方からお答えいたします。

○竹の内対策室長（鈴木） 冠水対策として、緊急対策を昨年度やって、ちょっと不十分だったところがありました。今後、村田町さんといろいろ調整しながら、実施設計を踏まえて、冠水対策を万全なものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 はい、それではどうぞ。マイクをお持ちします。ちょっとお待ちください。

○住民B 私も守る会のBでございます。

今度の対策ですね、今回出されました対策について、私どもが従来考えておりました、県が考えていた、いわゆるPRB工法ということ想定していた場合に、全くの後退した内容になっているんですね。つまり、一つは覆土、これについては全面的にやるということではなかったのかと思うんですが、何かぽつぽつと10分の1程度の面積についてやるんだと。ここはガスが出ているからやるんだという言いぶりですけれども、ガスは見えないけれども、あらゆるところから出ているわけです。当然これは全面的にやると私たちは認識していたのに、こんな半端な、とにかくちょぼちょぼの覆土ということについては、予想外であったと。

それから、浄化壁につきましても、これもこれでいきますと、評価委員会とか、今後のモニタリングとかということ、今回の実施設計には入っていないということです。つまり、グレーゾーンになっている。これは明らかに様子を見ながらということは、臭気微弱だとか、あるいはまた汚染の程度が微弱だからということで、恐らくやらないという方向を方向づけているのではないかという感じで、極めて住民としては不信を高めているし、全くこれまでの言い方からすれば、これは欺瞞ではないかと思っているところです。

仮に、もし、臭気微弱、あるいはまた汚染度が極めて薄くなったということであるならば、今直ちに撤去してもいいはずですから。ということになるわけで、もしそういうことを言うのであれば、これは直ちに撤去すべきだと。少なくとも35万立米に対して、103万立米が埋まっているわけですから、県の責任は、前に東京で行いました委員会がございましたよね。検証委員会ですか。この検証委員会においても、県の監督不行き届きだということがはっきり言われましたよね。それからすれば、当然3分の2の撤去は免れないと私は思うんです。ですから、今言ったように、撤去は考えていないということは、全くどこでもそんなことは私たちは確認していないし、県の一方的な言い分だと思っております。

それから、P&T工法の対案について検討したと言っております。しかし、これは県議会においても、住民の意見を、対案についても、いわば結論前に十分検討する、こういう答え方を知事がされていると思っておりますけれども、この中身からすれば、対案の中身についても、いかにもかかるような、P&T方式についてですね、これは従来私たちが、藤巻先生を中心に考えました案の中では、こんなにガスとか水をどこからもくみ上げるような、数多くの穴を掘って、こういう方式はないんだって。いかにも金がかかるような、県のほうがこういうことで、いかにもかかるんだぞということを見せかけにつくったような気がしてならないわけです。これに

については、私たちは既に模式図を出してましたよね。非常に簡素なやつで、時間もかけずに早急にやるという効果のある方法を出しているんだと。こんなにいっぱい穴、丸印をつけた、そういう方法はなかったわけです。いかにもこれは作為的ではないか。

それから、最後に言いますけれども、とにかく全体的に見ると、この対策は覆土をちょぼちょぼやって、後は産廃を封じ込めるという中身になっているわけですね、一言で言えば。こういうことについて私たちは、当然納得できるものではないと。ぜひP&T工法の、これが一番現場に見合った対策だと思っていますので、再度これは真剣に検討願いたいと思います。

○司会 それでは、高橋次長の方からお願いいたします。

○環境生活部次長（高橋） 多機能性覆土ですが、非常にやる部分がちょびっとじゃないかというのですが、まず最初お話ししましたけれども、処分場全体を2ないし3%の勾配で整地して、そして周囲に雨水側溝を整備しまして、そこに導くということで、転圧したり、それから地下水の浸透をできるだけ少なくするにすることでも、悪臭対策は効果がありますし、それから先ほど説明で申し上げましたように、どのぐらい出ているか、平成16年度のデータしかないわけですので、再度臭気をどの程度出ているか測定をして、また地元の意見も聞きながら、施工区域は確定していきたいと考えております。

それから、もうやらない方向で決めているんじゃないかと、後段のほうですね。浸出水拡散防止対策でございますが、この点について、ちょっと私先ほど説明不足だったんで説明させていただきますと、この小さいほうの1枚目に書いてある雨水浸透防止対策でございますね。これには表面を整形して、それから雨水排水溝を造ったり、多機能性覆土をしたりする部分、それから(2)の浄化壁をつくる部分、これらは一括して環境省のほうに説明して、環境省から委託を受けて指導しております財団法人のほうにも説明をして、一括で雨水浸透対策などは速やかにやって、浸出水拡散防止対策は、いわゆる将来、周辺地下水の汚染があるというおそれがあることは認めていただいているわけですから、ただ今すぐ必要かとなると、その着手時期については、データを積み重ねて必要な時期にやるべきだということで、この枠組みは(1)、(2)で国の事前指導で了解いただいているところでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、私ども最後に示した、私どもなりのP&T工法ですね、仰々しいというお話をいただきました。これは、ちょっと説明でお話ししましたけれども、町を通して皆様からご提示いただいたP&T広報に、詳しい設計の内容が書いてございません。51本の井戸と書いてありましたので、51本の井戸を絵に書いてだけでございます。それで、積算は私ども、ほかの処分場の対策費などを参考に積算したということで、おっしゃるとおり、この積算額は私どもなりに出したものでございます。ご理解いただきたいと思っております。わざと作為的に金額を上げたというものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○司会 それでは、Bさん、どうぞ。

○住民B 今のお答えの中に、一つは再度測定をした上でということがございましたけれども、これまで何年も調査とか検討をやってきたわけですよ。ですから、その数字的なものはほとんど、私は出尽くしているのではないかと思います。したがって、もはや判断してやるという段階なんです。それを、さらに調べてみないとわからないなんてことは、私はその必要はもうないのではないかと。モニタリングは続けていいですよ、当然。ただ、調査とか測定なんていうのは、もう随分長い間やってきているわけですから、これ以上のことを今や、もはや、知事

ね、判断の時期だと思っんです。

それから、特措法ということについて、一括して実は申請しているんだと。しかし、例えばその豊島産廃にしても、あるいはまた県境の産廃にしても、あれもやはり撤去ですよ。撤去すると、特措法の適用を受けられないみたいなことを言うけれども、あれらも特措法ですよ。これはやっぱり間違っているとらえているのではないかと思っております。

それから、P&T工法についても、これも51本とか言っていますけれども、ポイントを絞って具体的にポンプアップすれば、効果は必ずあらわれるわけですから、現状にそれが一番見合っているということは、藤巻先生が中心に言っているわけです。やっぱり単なる形だけの封じ込めではなくて、具体的な手を打ってください。以上で終わります。

○司会 おおむね3点のご質問がございました。それでは、高橋次長。

○環境生活部次長（高橋） まず、データがそろっているのではないかとということでございますが、確かに私どもモニタリングを徹底的にやってきましたので、データがそろっているということで、十分そういう腹づもりで財団や環境省の事前指導を受けてきたわけでございますが、いかんせん今直ちにやらなければならないという、将来はおそれがある、周辺地下水の汚染があるとは認めてもらったんですが、今直ちにおそれがあるということは、なかなか認めていただけなかったということで、今後のデータを見てということなんですが、その例として、この大きな資料の5ページを見ていただきたいと思います。

5ページに、右下にページをふってございますが、地下水のデータが載ってございます。これは23本の井戸がございまして、色の濃くなっているところが周辺地下水でございまして。ここは全く地下水汚染がないと。それで、平成16年度と平成17年度のデータを比較したのが、右から3段目、平均値の変化という欄でございまして。ここで、全部で23本の地下水を、左側にある物質ごとに比べこしまして、平成16年から平成17年がどうなっているか。右から3番目の段、横棒の矢印が同じぐらい。上に向かってるのは高くなった、下に向かってるのは低くなったんです。これを見ていただくとわかりますように、2か年だけのデータでは、ゴミと混じった水ですね。処分場内のゴミと水が混ざった、その水の水質データでございまして、高くなっているのもあれば、低くなっているのも、あるいは横ばいもあるということで、悪くなっているという説明は至らなかったわけでございます。

なお、その一番右端が放流水の基準で、竹の内の処分場内の水、ゴミと混ざった水は、みんな放流水基準はクリアしているということです。

それから、先ほどBさんから、豊島などは皆撤去しているのではないかとということで、このページの左下に豊島のデータがちょうどついております。もう汚染状況が全然違うと。竹の内とですね。みんな桁違いの数値でございまして。これはもちろん豊島も特別措置法の適用を受けて、全量撤去が認められております。全国で8カ所、特別措置法の適用になっておりますけれども、その状況、状況にあわせて特別措置法が適用されているわけでございます。以上で説明を終わります。

○司会 それでは、どうぞ、一番前の方。マイクを今お持ちいたします。

○住民C きょうはどうもご苦労さまでございます。

さっきからずっと話を承っていると、まず一番最初に言いたいのは、みんな理解しているかどうかというんです。専門用語とかいろいろ話されて、恐らくここにいる人たちは内容を理解していないだろうと思っんです。何遍もいろんな会合で勉強している人は、いろんな専門用語を

使っておられますので、それはわかります。ですけれども、きょう初めてというか、この説明をされた人は、いくら書類何ページ目で、どこにどうなっていると言われても、全然理解していないのではないかなと思うんです。ですから、もちろん質問するようにと言われても、質問なんかできるはずないと思うんです。だから、まず第1番目に、住民の目線で話をしてもらいたい。そのように思います。そうでないと、せっかくここに来て、何を話されているのか全然わからないで帰っていくのでは、そしてあれは何だったのかなといったのでは困ると思うんです。ということをまず話ししておきます。

そして、今いろいろと話をされました。冠水対策はとにかく早目にすることなんですけれども、雨が降るたびにあそこは通行止めになります。これはとにかく何であろうと早急にしてもらわないと困ります。

それから、今いろいろ専門部会でどうのこうの言っているけれども、みんなには理解できないです。そして、一番わかりやすいのは、あそこのゴミを皆持っていくというんだったら、一番わかりやすいんです。だけど、環境基準云々と言われても、あそこは最終処分場、安定5品目ですから、もしも安定5品目だけ入れてあったのなら、あそこからガスが出るはずもないし、それから健康被害など住民が訴えるはずがないと思うんです。

もう移転した人が5軒ほどあります。そして、その中には家庭内トラブルで、奥さん、子供だけが出ていったとか、そんなのもあるんです。そういうのを把握していらっしやらないと思うんです。5軒もあそこから出払って、空き家になっているところをどのように考えているのかなと。いまだに健康被害で悩んでおります。そして、お医者さんに行っています。移転した人は、「本当にお医者さんに行かなくなってよかったな」、このように話しているんです。ですから、いろいろ基準がどうの、何がどうのと言うよりも、まずは住民の健康被害、安全・安心、とにかく安心してあそこに住めるというような状態を、まずつくってもらいたい。

それを専門用語でいろいろごちゃごちゃ言われるから、みんな何が何だかわからないと思うんですよ。こうやって、基準が、マイナスがどうで、横棒は一定しているとか、基準が下がっているのが下向きになっているなんて言われたって、わけがわからないことを何遍、何百遍言ったって、これはわからないと思うんです。ですから、そんなふうに考えると、やはり一番住民の健康を考えているのは町長だろうと思うんです。そうすると、県のこの方法を鵜呑みにできるかどうか、私たちはそう思うんです。そして、冠水対策、それからさっき知事がおっしゃった陥没するって、陥没するぐらい乾いたなら、それはかえって結構なことではないかなと思うんです。あそこの中の水がなくなって、そして乾燥してくるから陥没するんでしょ。陥没するというのは、中の水分がなくなって。そうすると、健康被害なんかだんだん起こらないようになるのではないかなと思うんです。ですから、水を抜いて乾燥させたら、なお結構なのではないかと私は思うんですけれども、どうなんでしょうか。よろしくお願いします。

○知事（村井） それでは私から、もっと誰でもわかるように、簡単に話をしなさいというお話でしたので、話をいたします。足りないところは専門家に補足をさせたいと思います。

こちらのほうで大変大きな住民に被害が出たということ。住民被害が出ております問題点として出ておりますのは二つです。一つは臭いです。有害なガスを含んでいると思われるようなガスが出ておまして、大変臭い等でご迷惑をおかけしておりますので、ガスの問題が一つ。それから二つ目は、この場内から出てくる地下水の問題です。これが当然いろんなところでどんどん広がっていきまして、皆さんの体に大きな問題を及ぼす可能性もあるということで、こ

の二つに対する対策を考えたということでもあります。

まず、ガスなんですけれども、ガスは当然地下から上がってまいりますので、そのガスを抑えるにはどうすればいいのかということでもあります。1枚目の大きなペーパーに書いてございますように、色がついておりますところに薬剤を入れた土等を入れまして、そこでしっかりと臭いを吸収すると。では、なぜ全部ではないのかということなんです。しっかりと土を転圧いたしまして、当然今既にガスがいろいろ出ているところなんですけれども、さらに転圧をいたしまして、こちらの方に集中させることが可能だということでもあります。

これは、まだ基本設計の段階でございまして、この後もう1回、さらに詳しい実施設計というものを行います。今回は基本設計です。これでもかなりのお金をかけてやっておりますが、さらに実施設計を行いますので、実施設計をする上で、もう一度しっかりとしたデータをとって、どこが一番いいのかということ、しっかりと科学的根拠に基づいて行うということです。これによりまして、ガスの問題は解決できるというふうに考えてございます。

二つ目に水の問題です。今、水の問題で二つ出ておりますのは、一つは冠水対策、雨が降りますと、この境界のところ非常に水が溜まって、通行止めになってしまって、皆さんの生活が大変不便だということです。これにつきましては、いかなることもありまして、早速実施をしたいと考えてございます。今までやった工事がうまくいっていないのに、これからやってみていくのかということですが、今まではあくまでも仮の工事として、600万円の予算でやっておりましたが、今回は本格的にやりたいということで、3億円かけてやりますので、金額的に全く違いますから、当然しっかりとした工事になるということでもあります。

問題は、もう一つの場内から出てくる水の問題でございまして、今ご発言なさった方から、P&T工法、つまり水をくみ上げて浄化をするというやり方がいいのではないかとということがありました。我々が提案をしておりますのは、水というのは当然流れる方向が、どんな水も必ず決まっておりますよね、地下水というのは。したがって、それがしっかりと科学的にわかりますので、流れてくるところに壁をつくりまして、水がずっと寄ってくるようにしていきまして、最後に出てくるところで、溜まってくるところで、しっかりとフィルターを設けまして、水道をひねったら、皆さんご自宅でフィルターをつけているかと思いますが、あれと同じ状態で、水が出てきたところにフィルターを設けて、悪い物質を吸収しようというやり方ではありません。

くみ上げていくやり方と、今言ったフィルター式のやり方ですね、PRBと申し上げますが、どちらがいいのかということ、しっかりと比較検討したということでもあります。我々は当初PRBでやろうということだったんですが、3か月前に私が来たときに、P&T工法をもう一度検討してくれということでありましたので、もう一度私のほうとしては、しっかりとP&T工法も併用してやれないかと。PRB工法をやめて、P&T工法だけということは、やはりなかなか難しいということでありましたので、併用できないかということで検討したんですが、いろんな事情から、やはりPRB工法でやるのが、一番理にかなっているという結論が出たということでもあります。

では、なぜP&T工法ができないかということなんです。今お話ありましたように、我々は県民の皆さんからいただいている税金を使ってやりますので、当然県民の皆さんに、あるいは我々県議会があります。県議会等で説明を求められたときに、こういう理由だから税金を使ってやるんではないかという明確な理由が必要なんです。ところが、現時点においては、この問題

になっている地域から出てきている水は、環境基準（放流水基準の意）を満たしているんです。つまり、極端な場合、くみ上げて、そのまま外に何も手を加えないで、ポンプアップして、そのまま場外に出しても問題のない状態なんです、現時点においてですね。したがって、現時点において、すぐにこれに対して工事にかかるということになると、国だとか、あるいは国の専門的な産業廃棄物処理事業振興財団という財団があるんですが、そちらの了承を得られなければ、残念ながら国の支援をもらえないのでありますが、国のほうとも何回も協議をいたしましたけれども、現時点においては、竹の内については問題ないだろうというようなことを言われてしまっていて、現時点においてすぐに取りかかることはできない。しかし我々は、今後どうなるかわからないでしょうということを繰り返して、繰り返して、繰り返してお話をいたしまして、その結果、将来的には出るかもしれませんから、その出る可能性も十分勘案しながら、準備をいたしましょうということになっているということなのであります。

したがって我々としては、引き続き責任を持って、出てきました地下水については、どういふものが含まれているのかしっかりとモニタリングする。そのモニタリングするだけでも、ずっとチェックするだけでも年間5,000万円かかるんです。その5,000万円を年間かけながら、とりあえず10年間にしておりますけれども、継続しながら、出てくる地下水の状況をチェックしていきたいということをご理解いただきたいとお願いしております。

もう既に基本設計だけでも1億、たったこれだけのものだと皆さん思うかもしれませんが、この数枚のペーパーをつくるだけでももっとあるんですよ、資料はね。でも、この5枚のペーパーをつくるだけでも1億円かけているんです。ですから、この次の実施設計にすぐ移れる段階にもうきておりますので、もし問題があれば、すぐにやるということをお約束はさせていただくんですけれども、残念ながら現時点においては国の支援を、このPRB工法ですら、すぐにわかりました、やりましょうというところに来ていないということでございますので、とりあえずこの多機能性覆土、臭いを抑える。そして、冠水対策。これをまず最優先でやらせてほしいと。そこをまずご理解いただきたいということでもあります。地元が、地元というのは、最終的には町長さんをお願いすることになると思うんですけれども、地元が絶対だめだということになったら進めませんので、ぜひとも今日ここで皆さんにご理解をいただいて、やらせていただきたい。もちろん何かありましたら、問題点が出てまいりましたら、私どものほうとしては、どんなことがあっても責任を持ってやって参ります。

では、なぜ全量撤去しないのかということ、今言ったような状態でございまして、他県の例を見ましたら、環境基準（有害産業廃棄物判定基準の意）を大きく超えているところもあるんです。その場合は全量撤去、一部撤去しているところもあるようでありますけれども、現在竹の内の状況は、幸いにもそこまで至っていないということでもありますので、その点についてご理解をいただければということで、説明をしております。

簡単に説明しましたので、若干正確性を欠いているところもあるかもしれませんが、概要をお話ししますと、そういうことであるということでもあります。ぜひともご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと何かありましたら、健康被害のこととか何かありましたね。ちょっと待ってください。

○司会 それでは、三部部長のほうから。

○三部部長 健康被害については、以前はガスの濃度が高くて、いろいろお話があったようなことで、被害に遭われたということでございまして、健康相談なり指導なりをさせていただきま

した。現在、ガスの状況が収まってきている中で、今後とも健康相談なりに対応しながら、状況を見守ってまいりたいと。また、当然、人によっては、過敏に反応する方もいらっしゃるし、またその因果関係なんかについても明確に今定まっていないという状況でございますので、繰り返しになりますが、健康相談等については、今後とも継続してまいりたいと思っております。

○司会 Cさんのほうから専門用語ではなくて、わかりやすい説明をということで、知事と三部部長からお話がありました。

○住民C ありがとうございます。

今、水をくみ上げた場合、環境基準をクリアしているので、影響ないとおっしゃいましたね。今その回答を得たと思っております。であったならば、何も浄化壁とかそんなものをする必要はないのではないかと思います。というのは、水をくみ上げて、放流しても全然影響ない水だったら、何も浄化壁をわざわざ大金かけてしなくたって、そしてそこから水をくみ上げたらいんじゃないですか。そうすると、あそこは水をくみ上げて、水が入らないようにさえすれば、畑のような状態に乾くのではないかと思います。そうすると、ガスも出ないんだろと思えますし、だからそんなふうに思うんですけれども、ちょっと矛盾しているのではないかと思いますよ、いろいろと。

○知事(村井) 水を入らないようにして、水をどんどん、雨水も入らないように上に屋根をして、周りを全部囲んで、水を汲み上げていけば、当然からからに乾いていくわけなんですけれども、上からはきょうみたいな日は雨が降ってきますし、また場外からも水が流れ込んできますので、その工事をやろうとした場合は、ここに書いてございますように、最後のページのB-4案のような形になってしまうということなんですね。お話ししたように、P&T工法でやろうとしても、今言ったような環境基準(放流水基準の意)を満たしているのです、したがってPRB工法についても、今すぐ実施するということは、なかなか国の方で認めていただけないんですということで、その辺についてもご理解いただきたいというお願いをさせていただいております。

○司会 それでは、まだ時間がありますので、ちょっとお待ちください。

○住民A 今の関連で忘れないうちに申し上げたい。

環境基準に適合している、汚染は軽微であるということをしきりとおっしゃいます。けれども、我々今年の1月に、クロスチェックさせてと言ったときに、お断りになった。その段階で、もう皆さんは汚染は軽微であるということと言えなくなったんですよ、我々に情報公開しなかったんだもの。それは、知事の名義でされたんですよ、実は。知事不在というか、空白のときに、我々のあれを断ったということなので、それ以降あなた方が何を言って、きれいなんだ、場内汚染はそんなに大したことはないんだという言い方をしても、もうそこで1回隠しているんだから、だめなの、これは。

それから、ずっとこの前から高橋次長と対立していますが、総合対策委員会、あれをつくってくださいと言ったのは我々であります。我々はあれをつくった親という責任があります。それで、専門部会はその親部会に附属するものという位置づけをしたわけですね、最初に。それをご理解いただいて、だから専門部会が親部会を飛び越えて、いろんなことをやるということにはなかった。専門部会に我々もちゃんとオブザーバーとして出席していて、発言もいたしました。その辺をわかっていたかかないと、部会長がね、それで部会長のことが出たから、もう1

回言うけれども、実は部会長の論文に、「安定型処分場での高濃度硫化水素発生機構の解明とその環境汚染防止対策に関する研究」というのがあります。これは、我々のところの専門部会の部会長を務めていたときに書かれた論文です。これにはPRBのPの字も出てきませんで、ゴミ層を乾燥させなければ、ガスは出続けるという言い方を最後の結びでなさっているわけです。これはまさに宮城県の竹の内対策総合委員会の専門部会長の論文だということでございます。全く矛盾している。

○司会 では、高橋次長、お願いします。

○環境生活部次長（高橋） まず、サンプリングのときですね、クロスチェックしたいということでお話になったときに、サンプルをもらえなかったということでお話いただきました。これは前にもお話いただきましたけれども、ゴミの中の保有水は井戸から検体をくむわけなんですけれども、検体が20リットル必要だということで、その20リットルの必要な量しかないの、クロスチェックに協力できなかったという事実が、聞いた話ですが、報告を受けております。ただ、その説明は、こういう事情だからときちっと説明したかどうか。それはちょっと私たちも反省すべき点があるのかもしれないという……。

○住民A いやいや、だめ、それでもう全然信用を失った。

○環境生活部次長（高橋） これからは、竹の内対策がずっと続くわけですから、意思の疎通を図りながら、皆さんの意見を十分聞きながら、やっていきたいと考えております。

○住民A 高橋次長、いつまでもそこにいるわけでねえべっちゃ、変わるっちゃ、だめなんだよ、そんなこと言っては。

○知事（村井） 大丈夫、私当分いますから。

○環境生活部次長（高橋） あともう1点、その論文に、処分場の水を汲んで、好氣的にすれば、硫化水素対策になるのではないかということ、論文に確かにございます。論文にはいわゆる竹の内のような安定型処分場で硫化水素対策をするには四つの方法があるということで、今回私どもがやるような覆土。それからガスを抜いて処理する。それから薬剤を入れて、微生物の働きを抑える。それから、水を抜いて少し乾燥させる。好氣的にするという四つ並べてあるのは事実でございます。ただし、私ども悪臭対策は、知事からお話がありましたように、多機能性覆土を採用させていただく。それから、地下水汚染対策、これは、今は緊急の状況ではないんですが、ただ専門部会のお話をさせていただくと、悪臭対策はすぐにやらなくては行けないと。地下水汚染対策は、将来おそれがあるので、きちっとした対策をしなければならないという結論に至っておりますので、知事からお話がありましたように、将来にきちっと備える、そういうことでやっていかなくてはならないと思います。

○知事（村井） すみません、一つ言葉を間違えました。環境基準、正確には放流水基準と言うのでありますので、言葉を訂正させていただきます。言いたいことは先ほどと同じでございます。

○司会 それでは、前から2番目の。

○住民D ちょっと足が悪くて立てないので、座ったまましゃべらせていただきます。

○司会 お名前を。

○住民D 私、処分場から400メートルのところに住んでいるDと申します。

一時、2万8,000ppm前後というのは、本当に夜も眠れなかったという状況が続いていました。今はかなり少なくなっていますから、そんなにはないですけれども、私簡単な質問をしたいん

ですけれども、この竹の内産廃処分場というのは、宮城県がやっているわけではないんですよ。これは、もとは安西建設から始まって、安西になって、現在グリーンプラネット、これは破産したそうですけれども、やっているんですよ。その段階で、それぞれ県は指導してきたと思うんですけれども、我々も指摘したんですけれども、この産廃処分場に業者が県の許可の3倍、70万立方メートルも余分に埋めていると。これを見過ごしてきたんだけれども、少なくとも3分の2の70万立方メートルについては、業者に対して撤去させるべきだと思うんです。業者がいなかという、たどって見ればいるでしょう、東京のほうでぬくぬくとしていますけれども。だから何も県が全部金を出すということではなしに、業者のほうに対してもきちっと撤去させる方法を、手だてをとるべきだと思うんですけれども、その辺の説明をしていただきたい。

それからもう一つ、産廃物というのは、10年とか20年で解決する問題ではないと思うんです。50年、100年、それ以上の段階で産廃物というのは、あそこにい続けると思うんです。宮城県の代執行の内容としては、あそこに全部閉じ込めてしまう。だから、結局50年、100年先まで我々は不安を抱えなくてはならないということがあるんですよ。その辺の、いつまで産廃物が残っているんだという説明を、やっぱりこれもしていただきたい。

それからもう一つ、健康被害、県はいつも水がきれいになったとか、それからガスが少なくなっているということなんですけれども、やっぱり環境基準段階より低くても、ガスは人体に影響を及ぼすというのが、最近の医学界の通説なんですよね。日本の基準というのは非常に甘いから、ヨーロッパあたりに比べたら、まるきり甘いということで、やっぱりそれ以下のppb段階での濃度でも人体に被害があるということだと思えるんですよ。ですから、そういった健康被害の問題についても、一步踏み込んだところでやっていただきたいし、これはあくまでも、この前も質問したんですけれども、環境基準を基準にして、それ以下だから大丈夫だということなのかどうなのかということの説明をしていただきたい。三つ言いました。

それからもう一つ、本当はこの処分場の広さというのは6.7ヘクタールなんですよね。しかし、実際には8.7ヘクタール、2町歩も余分に埋まっていると。しかも、103万立方メートルですから、70万立方メートル余分に埋まっているわけですから、特にこの図面で言えば、上のほうの、いわゆる旧工区というほうが、非常に調査が薄いのではないかと。私たち目撃しているのは、新しい工区の方をもちろんいろいろ産廃物を捨てていましたけれども、安定5品目以外ね。しかし、旧工区の方の30メートル下とか25メートル下あたりには、物すごいものが入っているのではないですか。私目撃しているドロドロのものとか、あれが入っていますけれども、そういう点ではたった60センチのボーリングの穴を何本か掘って、その水をとって調査するということでは、ちょっと全体がよくなっているという形にはならないのではないかと思うんですけれども、その辺の調査の問題も含めて、説明していただきたいと思います。以上です。

○司会 では、最初の業者の責任追及と、現状と、そういった問題につきましては、鈴木対策室長の方から、まずお答えさせていただきます。

○竹の内対策室長（鈴木） ご質問がありました業者に撤去させるべきではないかという、もっともなご質問でございます。

実は今お話しされたとおり、このグリーンプラネットという会社は、既に解散しております。法人としてはないわけですが、我々としてはその役員だった者にも、責任追及という形で追求していかなくてはならないということで、今の状況としては、役員の所在なり、あるいは資産

の状況などを調査してございます。ただ、いろいろ事件絡みもございまして、その後所在が一部不明な者もございます。今のところ、税金の関係とか所得の関係で、関係の市町村なり、住んでいると思われる市町村への照会とか、そういう調査をやっている段階でございます。いずれ、局面的には大変難しいんですけども、いくらかでもそういう責任追及は今後とも続けていきたいと思っております。

○住民D 70万立方メートルをそのまま認めてしまうということですか。もうしようがないと、これは。

○司会 残りの質問もあわせて、今の追加の質問についてお答えしたいと思います。

いつまで産廃が残るんだというお話、それから環境基準で健康被害は十分なのか、あるいは旧工区、これは調査不足ではないかというご質問かと思えます。高橋次長のほうから。

○環境生活部次長（高橋） まず、長年悪臭とかで皆様方にご迷惑をおかけしたということで、私どもとしては、あそこに廃棄物を残したままでも、十分皆様方が将来にわたって、環境上万全の対策を皆様方に不安のないようにできるということで対策をとらせていただくのですが、たださんざん迷惑を受けた皆様方からすれば、あれは目ざわりだから撤去してほしいという気持ちはよくわかりますが、何しろこれは産廃特措法の適用を受けて代執行でやる形でございます。環境上、支障のないようにするのが特措法の趣旨でございますので、何とぞご理解いただきたいと。撤去はできませんが、今のままで、残置したままで万全の対策をとらせていただきたいということをご理解いただきたいと思えます。

それから、環境基準だけで割り切ってやっているのかということについてお答えいたします。

実は昨年9月だったでしょうか。悪臭対策緊急対策をやりまして、ガス抜きをつけました。その結果、効果がある程度出ておりまして、去年敷地境界で臭気を計りましたら、以前は不合格なところがあったんですが、去年は合格しております。ただ、敷地境界で一番近い民家のところで合格したから、ではもう終わりということではなくて、先ほど申し上げたように、多機能性覆土や整地や雨水対策をやらせていただくわけですので、基準一本やりではなくて、実態に合う、確かにまだ処分場に行きますとにおいますので、きちっとした対応をとらせていただきたいということでございます。

それから、まだ奥の深いところに、何かわけのわからないものが残っているのではないかというご質問ですが、先ほどの23本のデータ、井戸でございまして、10メートルくらいの深さあれば、30メートル近くの深さまで掘った井戸もございまして、深い部分の水も調べておりますし、それから廃棄物そのものも調べておりますけれども、深さを違えながら、電気探査を使って、データの悪そうなところをねらって、深さも深いところまで廃棄物は調べておりますので、ご安心いただきたいと思えます。

○司会 Dさん、追加ということでしょうか。はい、今マイクをお持ちします。

○住民D 心配しているのは、あの処分場の中に、硫酸還元菌というのが入っているわけでしょう。それが出てくる、硫化水素が出てくるやつと、中に固定化されているやつがあるんですね。硫化水素が固定化されるでしょう。この前私たちあその泥をとってはかってみたら、硫酸をかけたんですけども、2万ppmをはるかに超える濃度のやつが検出されているわけです。だから、おそらくあらゆるところにそういった状況というのは残っているのではないかと思うんです。ですから、その辺をやっぱり県のほうの調査不足ではないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか、その辺は。

○環境生活部次長（高橋） いわゆる硫化物は二つございまして、一つは悪臭として地上に出てくるやつと、それから今、岡さんからお話がありましたように、硫化水素が酸化鉄なんかと結びつきまして、硫化鉄という固定された形で存在すると。これは竹の内だけではなくて、水田とか堀の泥なんかにもみんなあるわけでございます。これに濃硫酸を入れると、硫化水素が出てくるということで、そういうご心配かなと思うんですが、ただこれは私ども問題提起を受けて、保健環境センターで実験をしておりますけれども、pHが3を上回れば、もう全然出なくなります。食酢がpH2.5ぐらい、三杯酢が2.8ぐらいということで、実際酸性の一番強力な雨が平成17年度に降ったときはpH3.6ですから、実質自然に降ってくる雨で硫化水素が出てくるということは、現実にはございません。ご心配ないと思います。

○住民A 硫酸で2万ppmというものは、こちらで提起をいたしました。その後に食酢をかけたなり、塩酸をかけたなりしました。三杯酢もかけてみました。三杯酢で800ppm。酸性の濃度によって、きれいに比例しているわけです。それで、3.2以下では大丈夫だというおっしゃり方をなさいます。外挿法、または補外法という考え方をご存じだと思うんですが、そのままの濃度でずっと下がっていったら、3.8だって、3.4だって出るよ。それは時間がかかるか、それとも濃度が低くなるかどっちかだ、出ますよということです。それで、今のところ表に出ていない、その補外法で、外挿法でやれば出るよということが一つ。

それから、今のところ表に出ていないのは、まだ土壌の中の鉄分に補足する能力があるから出ていないだろうと。それがブレイクした場合には、発生したガスはそのまま出てくるよということがあるわけで、これは十分に注意して、硫酸で4万出ているんですから、実際には。2万というお知らせをしましたけれども、4万までいきました。だから、もうお答えはいいです。外挿法というか、それを勉強していただいたら、どうなるかということ。それから、ブレイクするまで硫化水素をとらえたら、その後どうなるのかということ。それから、多機能性覆土はこんなふうにあちこち穴ぼこあけてやったって、全然意味がないわけです。どのぐらい硫化鉄があるのか、どのぐらいの層で分布しているのか、それをきちっとやってもらわないと困るということです。以上です。

○環境生活部次長（高橋） 答えいいから言われても、ちょっと答えないと問題、心配な方もいらっしゃると思うので、お答えさせていただきます。

○住民A 心配なんですよ、実際。

○環境生活部次長（高橋） 狭いところでいっぱい濃度を出せば、何万ppmにもなるわけです。まずそれが一つと、それから現実に酸性の雨でそういうことが起こり得るかどうかということで、保健環境センターで実験をした上で申し上げているわけですし、pH3を上回れば、全く硫化水素は出ません。また、そういう酸性の雨は降っておりません。

○住民A それで今まで宮城県はずいぶん失敗してきましたものね、絶対大丈夫だと言って、このざまなんです。対応が。だめなんだってば、何を言ったって。

○司会 後ろの方、どうぞ初めてのご発言の方、よろしくお願いたします。

○住民E Eと申します。非常に単純な質問なんですけれども、知事さんが先ほど特措法のお話、大変お金がかかるというお話でございました。私もたまたま新聞報道を見ますと、岩手青森県境の投棄の問題で、最初のときは2社、後からの報道で2社、金額的にはその費用から見ればたいしたことはないんですけれども、費用を出すという会社が出てきているみたいなんですけれども、この竹の内の問題については、そういった良心的な、排出した方が県に申し出て

いるのかどうかということをお伺いしたいなと思うわけです。新聞報道は4社ほどありました。2回の報道でね。

あと、水もガスも大丈夫ですよと。現在のところは大丈夫ですよと、ガスの方もね。硫化水素の方も。硫化水素発生の原因が酸とか水、硫酸を加えれば、こういうふうに出るんでしょうけれども、それは自然界のことですから、実験室のようなわけにも、きちっとデータをそろえてというわけにもいかないでしょうから、温度なり、いろいろ気象条件も重なるでしょうから、そういう面で当面、今の間は大丈夫ですよという部長さんの話がありました。水も基準値をクリアしていると。基準値をクリアしているのであれば、日本の法律でそうなっているのであれば、当然それは法の解釈上、いろいろな立場の解釈があるんでしょうけれども、宮城県のトップの知事さんとすれば、やはり法に従わざるを得ないのかなというような感じもございまして、当分の間大丈夫ですよということは、ここにマスコミの皆さんいっぱい来ていらっしゃるので、あしたの新聞一面で、村田の風評被害がなくなるのかなと、これで一安心したなという思いもあるわけです。ただ、出るか何だかわからないですよ。報道というのは、大衆伝達と言うんだそうですけれども、自分にいいように報道される場合もありますので、決してマスコミを批判するわけではないけれども、そういった面も多々あるということで、まあその2点。

要するに申し出ている会社なり、例えばあと地方公共団体、あるいはそれに準ずる団体も、竹の内に投棄した、業者に委託して、業者が倒産しているということで、その辺のところは定かに追跡できるのかどうかわかりませんが、その辺のところもわかるのであれば、教えていただきたいなど。以上の2点お伺いしたいと思います。

○司会 それでは、鈴木対策室長の方からお答えいたします。

○竹の内対策室長（鈴木） 今のご質問は排出者のほうから、何かそういう対策の申し出と申しますか、そういったことがあるかというご質問ということでお答えしますが、残念ながら、竹の内の場合に排出者の方から自主的にと申しますか、そういう申し出があったということは、今の段階ではございません。ただ、排出者の方の関係で、例えば委託、グリーンプラネットなり安西建設なりに違法な委託と申しますか、そういったことがないかどうかという面を含めて調べております。

○住民E いや、違法かどうかという問題ではなくて、倒産しているわけですよ。要するに委託を受けて、受託して、ここに運んだ人が、青森と岩手の県境は、栃木県の業者が委託を受けて運んだんだけど、その業者が倒産してしまったと。それで、三菱マテリアが一番大口のようですけれども、それが費用を負担しますよという報道がありました。それで、この竹の内については、そういうお話はないのでしょうかという質問です。

○竹の内対策室長（鈴木） それは今のところございません。

○住民E それから、水もガスも今のところは安全ですよということですよ。これは間違いなく自信を持って、今お話があったと思うんですが、その点については、村田町においてもいろいろ農作物についても、水による風評被害というものが甚だ大きいところがあるんです。それで、今絶対そういうことはあり得ないということで、私としては安心しているんですけれども、やはりここだけの問題ではなく、新聞なり何なりに大きく一面扱いぐらいでPRしてもらえれば、本町としては非常にありがたいのかなという思いがあるものですから、お伺いをしたところでございます。

○環境生活部次長（高橋） お答えします。水でございますが、先ほど来申し上げているとおり、

先ほどの黒いところの縦の線が処分場にすぐ間近の地下水でございまして、これは……。

○住民E そういうことを聞いているのではないの。

○環境生活部次長（高橋） 全く問題ございません。地下水汚染はなっておりませんので、ご安心いただきたいと思います。

○住民E そういうことを報道してもらったらいかがですかということをおしは申し上げているんです。

○環境生活部次長（高橋） よろしく願いいたします。地下水汚染というのは起きておりませんので。

○住民E 皆さんの方でも、村田の米はそういうもので汚染されている汚染米だというようなことも心配されておりますので、そういう意味からも、そういうことをPRしてもらえればありがたいなという思いです。

○知事（村井） どうもありがとうございます。もっともなご指摘だと思います。

まず二つ目の問題ですけれども、村田町でとれたもの、農作物については、全く問題はありません。それについては、本当にご安心いただきたいと思いますし、これは県としても責任を持って、こういった風評被害がなくなるように、それは努力してまいりたいと思います。私自身が発言するのが一番効果がありますので、自信を持って、村田町の農作物については、全く問題がないということをおPRさせていただきたいと思っております。

一つ目の質問ですが、ちょっと答えがわかりづらかったと思いますが、今のご質問は、倒産したグリーンプラネット、これに責任を求めるのは当然なんですけれども、産業廃棄物をグリーンプラネットにお願いした排出者というんですけれども、業者、いろんな人がいますよね。その人にも責任が及ぶのではないかとということでもあります。これは、法的に責任が及ぶんです。グリーンプラネットにごみを出した人、ごみを出した事業者にも責任がある。それを排出者と言うんですが、本来はその人にも責任を持ってもらわないといけないんですが、残念ながら他県では、「おらほに責任があるから、うちも責任をとるよ」と言ってくれているところも、他県の事例ではあるんですが、残念ながら竹の内については、出した人もたくさんいるはずなんですけれども、どなたも協力を申し出てくれる方がおられないというような状態でありまして、本来は県の責任ではなくて、本来はグリーンプラネットの責任なんですけど、グリーンプラネットが倒産してなくなってしまっておりますので、代執行という形で県が県民の皆さんの税金を使い、また国民の皆さんの税金を使って、この問題に対処していかなければならなくなってしまったということでもあります。したがって、やはり税金を使う以上、決められた基準に考えなければならぬということ、その点についてはぜひとも今日ご理解をいただきたいということで、私自身がお願いに上がりました。

○司会 はい。

○住民E 地方公共団体なり、それに準ずる団体が委託して、ここに搬入されたということはないんでしょうか。

○知事（村井） 地方公共団体というのものないです。

○住民E それに準ずる団体もないですか。

○知事（村井） ないでしょう。

○住民E 今、知事さんの話で、排出者責任というお話もありましたので、念のためお伺いさせていただきますところでは。

○環境生活部次長（高橋） ちょっと私から説明させていただきます。

青森・岩手県の場合は不法投棄だったんですね。だから、そこに頼めば違反というのはすぐわかってしまうんです。ただ、竹の内の場合は許可を持っていたわけなんです。ですから、いわゆる伝票を出して、一応伝票に書いてありますから、伝票に残っている範囲内で調べると、なかなか違反というのが見つからないという状況です。

○住民E だから、私前もって前提で、法の解釈はいろいろありますよと。ここでも、要するに許可を持っておっても、不法投棄とDさんも言っているとおり、そういうことになっているんでしょう。その辺のところを踏まえれば、いかがですかということをお伺いしたい。

○竹の内対策室長（鈴木） また、専門用語を使って申しわけないんですけども、委託する場合の伝票という、マニフェストというのがあります。委託の場合の伝票なんですけど、それを私どもも調査しております。ただ、その調査の段階では、その中に書かれている分については、特に不法なものといえますか、埋めてだめなようなものが入っているとか、そういうことは今の段階ではございません。

○司会 後ろの方でお手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいます。そちらの方、お願いいたします。

○住民F 私、一町民のFといいます。私は肩書何もありません。専門用語もわかりません。8月10日、県知事がおいでになったときも私は話を伺っていました。私に入ってくる情報というのは、新聞、あと時々守る会のほうから入るチラシ、その程度です。私は守る会の会員でもありません。全くの一町民です。たまたま産廃場の前を毎日通過しております。

前回の8月10日もそうでしたけれども、今こうやって話を聞いていますけれども、基本的に町民の方々は、今そちらの方で知事を初め、いろいろ回答なさっている方に対して不信感を持っているんです。一町民が知らないような情報がどんどんこちらのほうから出てくる。それに対して、てきぱきときちっとした回答が出ていないんです。

町民のほうは被害者ですよ。県のほうは、加害者とは言わないけれども、責任がありますよね。70万立方メートルという話が出ましたけれども、そのときに、対策を練っているときに、町民のほうは素人だから対策案を出していないかということ、そんなことはない。専門家の方からきちっと話が出ているわけです。そういう場合に、どうして被害者のほうの意見を組み入れるという形にならないのか。それが私は政治だと思うんです。

例えば緊急対策で六百何十万使ったという話、さっき出ましたけれども、これは象徴的な話だと思います。私は県知事にお話ししたいんですけども、さっきの県知事のお話だと、緊急対策は600何10万円しか使っていなかったから、効果がなかった。3億円だから、今度は効果があるんだというような話。これは責任ある立場の人が言うことではないと思います。600何10万円かけたって、緊急対策は緊急対策であって、その効果が上げられなかったら、それは失策です。ましてや、地元の人がこうしたらいい、ああしたらいいと守る会を中心に提案しているときに、それを無視してやって、挙げ句の果てに効果がなかったわけでしょう。そうしたら、責任ある立場の方は「何をやっているんだ」と部下をしからなくてはいけないでしょう。600万円で足りなかったなら、1,000万円だつて出さなくてはいけなかったと言わなくてはいけません。県知事自らがおっしゃったように、税金を投入しているわけです。600万円だから、緊急対策で600万円、たかだか600万円だから、効果がなくなつていいんだ、それは責任ある立場の人の発言ではないと思います。それは取り消していただかないと困ります。一町民の意見

です。終わり。

○知事（村井） あれはあくまでも応急的な緊急対策なんです。ですから、あれで十分だとは思っていないのですが、まずしっかりと全部調べてやらないと、1回やって、まただめだからもう1回やって、まただめだからもう1回やってというようなことにはならないということで、まずはとりあえずぎりぎりのところで、やらなければ、住民の皆さんにご不便をおかけするということでやった対策だということでもあります。今回は、しっかりとした基本設計ができて、きちっとした計画をして、この工事をすれば、もう冠水問題で住民の皆さんにご迷惑をおかけしないということがきちっと、しっかりとした根拠のもとに出てきたと。それを金額的に積み上げた結果が3億円という数字であったということでもありますので、その辺についてぜひともご理解をいただきたいと思います。

○住民F 先ほども言いましたけれども、被害者と責任ある立場、加害者とは言いませんよ、立場の人があって、そしてどういう対策を練るか、どれに決めるかというときに、片方が全く素人の考えで言っているわけではなくて、責任ある立場です。むしろ私のように専門的なもの知らない者が話をこうやって2回聞いていけば、むしろ守る会というか、町のほうで言っているほうが安心して任せられますよ。多分ここにいる方にどっちにしますかとここで投票をやれば、おそらく大多数の方は町のほうで提案しているほうにしてくれと言うと思いますよ。

私はだから、ここで知事が大きく名を挙げるなら、全国に名を挙げるなら、むしろ町のほうの案に乗ったほうがいいんです。そして、お金のかかる金額のところだって、こちらのどなたかおっしゃったように、これはおかしいという話があったでしょ。あんなに差はないと。8月10日のときの話もそうでした。ここはひとつ英断ですよ、それこそ。それこそ町のほうのをベースにして、緊急対策でちゃんと失敗しているんだから。今まで何年もかかっているんだから。だからこそ、地元のあれをベースにして、それでは県のほうも顔が立たないだろうから、県のほうのやつも少しは入れてくれよと言ってやったら、それこそ2期目、3期目も通ると思います。

○知事（村井） 私の2期目、3期目までご心配いただきまして、大変恐縮いたします。

ただ、先ほどと同じことの繰り返しになるんですけれども、決して思いつきで、行き当たりばったりで、最初からPRB工法ありきで、P&T工法をすべて排除してということではなくて、もう一度立ちどまって考えて、そして国や財団の方にも相談をして、本当に時間をかけて、何度も何度も科学的に検証した結果なんです。地元の皆さんのおっしゃっていることがいいのか悪いのか、もう1回ちゃんとゼロベースで考えた上で、我々としては科学的な知見の上で、これが一番ベストだということで、自信を持ってやっているということでもあります。

だんだん時間がなくなってまいりましたけれども、これをやらせていただいて、そして言うておりますように、もし問題が出てくれば、当然当たり前のことでありますけれども、もう一度やり直すことだって、当然あるわけなんです。しかし、我々はこれに自信を持って、今これがベストだと思って、皆さんにご説明しているということでもあります。したがって、この辺について、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○司会 それでは、時間も近づいてまいりましたので、次のお1人で最後ということにさせていただきます。どうぞ。今マイクをお持ちしますので、お待ちください。

○住民G できるだけ今日は町民の皆さんの意見を聞くという立場で、発言をできるだけしないでいこうかなと思ったんですけども、今の最後の質問なされた方、非常に重要なことを言いま

した。やっぱり守る会でもいろいろ提起しているんです。これは守る会ではなくて、町で提起しているんです、P&T工法というのは。それも、ちゃんとした教授が何人もついて、確信を持って、さっき知事さんは自信を持って提起するんだと言ったけれども、私らほうも、もっと自信を持って提起しているんです。

私ら何回も、きょうも県議の皆さんに説明してまいりました。そうしたら、ほとんどの人が「これはとってもわかりやすかった。本当に明々白々で、よく素人にもわかりました。これを知事さんに直接説明したんですか」と私ら聞かれたの。ところが、私ら一生懸命になって、村井知事本人に私たちの教授の話とか、町の方法について説明を求める機会、何回もやりました。ところが、県当局の回答は何でかんで、私らが聞けばいいんですと。私らが聞いているから、知事にそのとおり伝えますから、こういうことだったの。

実は、去年の2月で終わった、総合対策検討委員会が終わった直後に、検証委員会というのが開かれて、何が原因でああいう公害が出る産廃場になったか。それは、知事に直接住民の声が届かなかったことが最大の原因でございますと。これが検証委員会の結論だったんです。また同じことを繰り返しているな。私たちの意見を直接、教授の意見とか私たちの提案を、恐らく部下から聞いてわかったと言っているんでしょけれども、私ら知事さんに直接に聞いていただいて、あの県会議員と同じようによくわかったと言ってもらいたかったんだけど、それさえも実現できなくて、上のほうと特措法の適用になるかどうか検討した結果、財団法人も含めて何度も何度もやったんだけど、P&T工法は採用できないと。

その理由が、私は全然わからないの。何でP&T工法が採用できないのか。今のお話しだと、汲み上げた地下水は何ら問題ありませんと。村田町の米や生産物は何ら問題ございませんと。こういう回答でしょう。そうしたら、何もPRBも、多機能性覆土も私は要らないのではないかと。知事さんが言った、ポンプアップした、汲み上げた水には全然問題がありませんと。それから、地下水を汲み上げると地盤沈下いたしますと。だから、その二つに理由によって、P&T工法を採用しなくなったんだという回答でございました。そうでしたね。ところが、本当に地下水は大丈夫だと言えるんですか、知事さん。私はこれで苦勞しているんです。現状規定が間違っているのではないか。ガスも出ないんだ。中に入っているものも安定しているんです。だから、金もかけなくていいんです。私は、そういうことでやったら、何もこんな苦勞して、Dさんなんかはものすごい被害者で、この人が生き証人ですよ。そういうことで、全く私らの意見、部下の人は聞いたけれども、知事さんの耳で直接聞かないというのはどういうわけなんだか、私はその検証委員会の報告書を見て、つくづく思った。もう1回、また繰り返すのかなと思います。本当に何でもない、何でもないということだったら、私らは何も運動もしないで、このくそ忙しいときね、一生懸命きょうも県議の皆さんに説明して、それから記者会見もして、その辺で記者にも説明しましたけれども、本当に安全だと言えるんですか。誰か答えてください。

○司会 時間も近づいてまいりました。知事には最後に締めていただきたいと思いますが、佐藤町長、ご発言でございますでしょうか。

○知事（村井） 今のこと答えた方がいいですか。

○司会 では、今のことで。

○環境生活部次長（高橋） 何度も申し上げますけれども、地下水については、近い将来懸念されるということで終始一貫説明してきておりまして、ただ今直ちに必要かということにつ

いては、今直ちに必要ではないと。何度も申し上げてきたとおり、一連の悪臭対策、地下水対策、一連のことを国に説明して、将来懸念されるということでは国の理解を得ておりますので、だから将来とも何でもないということは、決して申し上げておりません。きちっとモニタリングをしながら、専門の先生方に検証していただきながら、着手時期を決めていきたいということでございます。

- 住民G P & T工法では、特措法は絶対に適用できないんだという証拠があるんですか。PRBは特措法が適用になるけれども、P & T工法は一切適用にならないというような説明でしたからね。
- 環境生活部次長（高橋） P & T法というのは、汲み上げて処理するわけですね。今、汲みあげて処理すべき水質ではないわけです。
- 住民G その現状規定がおかしいのさ。
- 環境生活部次長（高橋） いや、それは、水質の観点、特措法の見解からいうと、今直ちに汲み上げて処理しなければならない状況ではないんです。知事からお話ししました。私は一生懸命知事から指示されましたので、財団の方に行って何度も相談して、何とか併用できないか、相談してきたわけございまして、その辺一生懸命努力したことをご理解いただきたいと思えます。
- 住民A 地下水って、どこの水を言っているんですか。中の。
- 環境生活部次長（高橋） いわゆる保有水ですね。ゴミと水が混ざった水ですね。
- 住民A 出てくる水、外に出てくる水。
- 環境生活部次長（高橋） いえ、ゴミの中、廃棄物処分場の中の水です。保有水です。
- 住民A いや、だから中の水なの。
- 環境生活部次長（高橋） ゴミの中の水です。
- 住民A ボーリング孔の中の水のことを言っているの。
- 環境生活部次長（高橋） はい。
- 住民A それは全然問題ないわけなの。
- 環境生活部次長（高橋） 現時点では問題ありません。
- 住民A どれぐらいあるわけ。
- 環境生活部次長（高橋） 現時点では、いわゆる放流水基準をクリアしております。
- 住民A 何で隠したの、あのとき。
- 環境生活部次長（高橋） また、先ほどの20リットルのサンプリングのときですね。
- 住民C すみません、あの、町は町の立場でいろいろあると思うんです。それで、守る会では、本当の腹の内を言うと、弁護士さんとも相談して、町が県を訴えるわけはいかないから、では守る会で、超過分だけでも撤去してもらおうべく、しようかという話になって、弁護士さんと相談しているんです。ですから、そうならないようにいろいろと話をしてもらいたいなど。もう一度機会を設けて、そして知事さん自身が、私ら説明するように言われたってできないので、こちらで頼んでいる大学の先生なり、きちんと内容を聞いてもらいたいと思えます。そして、守る会は事実そのような方向で動いているんです。本当はこんなことを言ったら、多分守る会の人たちに怒られると思うんだけど、でも私はそういうふうになってもらいたくないんです。そうすると、多分裁判となったら、3分の2は不法投棄ですから、不法投棄分の撤去を求めるだけでも、これは当然のことだろうと思うんです。ですから、そうならないような方法で

もっと話し合いを、町側とそれから県側と、そしてこの地区の住民を交えた話し合いをしてもらいたい。そんなふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○司会 いろいろとお話を承りました。では、最後に知事からお話をさせていただきます……。地権者の方、どうぞ。

○住民H 今までずっと聞いておりました。確かに3分の2以上（103万立方メートルだから）オーバーしております。それは今までも何回も知事に言ってやりましたが、実際に今、県が周りも調査やって、あらゆる調査、ボーリング、その他多機能性、あるいは硫化水素等々についてやってきて、確かに濃度は低下しております。皆さんご承知のとおり、低下しているんですが、これで一つやってみて、万が一、もしそういう危険物が出た場合に、即対応していただきたいのが一つ。

それから冠水対策ですが、あそこに生活している者でございますが、何回となく冠水しました。それで、町でも大変迷惑を受けています。確かにそのとおりだと思いますが、その辺我々町民は、やはり町にお願いするよりほかないです。県の方々も、それは町道だということを何回も私は聞いている。ですから、県と町と一緒に話し合って、冠水対策をやっていただきたい。

それから、跡地利用についても、一日も早く大丈夫だと。どなたさんかがおっしゃいましたが、この地域の有害物質は、太鼓判を押して大丈夫だと言われるようにしてもらえれば、跡地の問題も当然利用することができるのではないかと思う。

それから、冠水対策で3億円かかると知事さんおっしゃいました。これは見通しとしては、いつ頃なんですか。3億円かけて、冠水対策をやる。その3点、お願いします。冠水対策、町と県と話し合ってやってください。我々町民はどうしようもないですよ。以上です。

○知事（村井） どうもいろいろとありがとうございました。では、最後にお話をさせていただきますと思います。

きょうは2時間にわたりまして、こんな時間まで、またあすお仕事があるにもかかわらず、町長さん、県会議員の伊勢さん、そして住民の皆さんにおつき合いいただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。もう一度立ち返って、話し合いをというご提案も最後にございましたけれども、県といたしましては、本当に科学的にしっかりと議論を重ねました。そして、国の考え方もお聞きいたしまして、全国的なこのような産業廃棄物の処理場の事例等もつぶさに調べた上で、自信を持って、現時点においてはこれがベストの方策だと至って、ここに来ております。したがって、ここでまた話し合いをするということになりますと、さらに対策が遅れてしまいます。

今、地元の方、地権者の方からお話がありましたように、まずすぐにでも、この後皆さんからのゴーサインが出ましたならば、実施設計に移ります。今基本設計ですが、実施設計に移りますので、うまくいきましたら、早くいきましたら、来年度の後半、したがって来年度のこの時期には間違いなく冠水対策、しっかりとした対策の工事が始まることとなります。逆に言いますと、いつまでもずっと話し合いを続けていくような形になって参りますと、いつまでたっても何もできないというようなことになってしまいますので。先ほど言いましたように、モニタリングを継続いたします。年間ずっと5,000万円のお金をかけてモニタリングを継続していつ、もし問題があるようなことになりましたならば、すぐにPRB工法に移ることはお約束させていただきますと思います。

そういうことで、責任を持ってさせていただきますし、今言ったように、冠水対策につきま

しても、しっかりさせていただきます。また、それがすべてうまくいきましたならば、その後の跡地利用ということも、次の問題として考えていくような形になろうと思いますが、とりあえずこのやり方でやらせていただきたい。きょう説明したことでご理解いただきたいと思えます。これは、最終的には町長さんのご判断ということになります。町長さんは当然、地元の皆さんの意向を受けてということになりますので、なかなか正直申し上げて、OKと言うことはできませんけれども、今言いましたように、問題があったときには、ちゃんとした対策をとっていくというお約束をさせていただきますので、大変申しわけございませんが、きょうすぐ即答ということは当然難しいかと思いますが、町長さんにおかれましては、一步前に進む決断を、ご理解をいただければということ、この場をお借りしてお願いさせていただきたいと思えます。

必ず皆さんにとって住みよい地区にできるように、今よりもさらに一步も二歩も三歩も前に進めるように、県としては責任を持って努力していくお約束をさせていただきますので、どうかご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

きょうはどうも遅い時間までありがとうございました。（拍手）

○司会 皆さん、本当に長時間にわたりまして、大変熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。

町長、ぜひご発言お願い申し上げます。

○村田町長（佐藤） 大変長時間にわたりまして、それぞれご質問、あるいはご回答いただいたところでございます。最終的に知事さんが今お話しいただいたことにつきましては、私どもも従来よりもまさしく信頼のおけるような形での対応ということに受けとめさせていただくものの、村井知事さんには、前知事のまさしく大きな負の遺産を抱えての現状でございますから、その状況というものは重々わかるわけでございます。ただ、それぞれご質問いただきましたように、地元の方々は長い間非常に苦勞されている。そして、危険な状態にさらされているということにつきましては、ご案内のとおりだろうと考えております。要は、冒頭に申し上げましたように、効果のある、そして一日も早い安全・安心を確立させていただきたいと考えておりますし、この場でこれを全面的にというお話につきましては、大変僭越でございますが、次の理由を持って、若干時間をいただきたいと考えております。

一つは、今年の6月1日に竹の内の再生検討委員会を町のほうで公式な形で開催させていただいておりますし、まだ解散はしておりません。もう一つは、町の公的機関である環境審議会もでございます。これらの方々に諮問、ご意見をいただくということも必要であろうと認識しております。

もう一つは、町、議会、地元、地権者の皆さん方から、前知事の時代には、平成17年7月25日をもって要望書をご提案申し上げている。さらに、8月2日には環境大臣にもその趣旨を要望申し上げている。それから、9月1日にも要望申し上げております。現知事には平成18年7月21日に、さらに要望書を出させていただいております。これらの趣旨を踏まえるときに、今日ここでそうであろうということにつきましては、時間をかけていただきながら、あるいはそういう関係する方々のご相談申し上げなくてはならないということであろうと思えますので、どうぞ今後とも皆さん方の声も聞いていただきながら、いい形でこの状態を解消してもらいたいということをお願い申し上げながら、私の感想ということにさせていただきます。ありがとうございました。

5 閉 会

○司会 大変ありがとうございました。

これをもちまして、本日の説明会及び意見交換会を終了させていただきたいと思います。本当に長時間にわたりまして、ありがとうございました。

基本設計の概要について

1 支障除去対策工の概要

(1) 雨水浸透防止対策

雨水浸透がガスの発生要因となることから、雨水浸透防止対策を行う。

対策工	内容
表面整形・場内雨水排水溝設置	場内を整形し、排水勾配を2.0～3.0%にし、場内に設置する雨水排水溝に雨水を導水し、速やかに雨水排水を行い、廃棄物層への雨水の浸透を防止する。(処分場の境界の高さは現状維持、盛土層は、30cm～1mを予定している。)
雨水排水溝設置	北側町道側に時間降雨70mmに対応する側溝(概ねw1000mm×h1000mm)を設置し(一部管渠)、自然流下で農道側排水路に排水する。
多機能性覆土	廃棄物層との境界面で100ppm以上の硫化水素が確認されている地点に酸化鉄と活性炭の吸着層、雨水浸透防止層、植栽層の三層による覆土を行い、内部から押しあげられたガスを吸着し、放散を防止する。(高さは75cmを予定している。)

(2) 浸出水拡散防止対策

処分場内の廃棄物は「有害産業廃棄物」に該当する汚染状況は認められないが、鉛が土壌含有量基準を超えて検出されている。処分場内の保有水では、一部地下水等検査項目基準や地下水環境基準を超えて検出されている地点もみられるため、周辺地下水を汚染することがないように浸出水拡散防止対策を実施する。

対策工	内容
遮水壁	遮水性のあるソイルセメントなどによる地中連続壁を地下水の流れの下流側である処分場東側及び北側(延長600m)に難透水層(深さ20m程度)まで設置し、浸出水の拡散を防止するとともに汚染された保有水を浄化壁へ導水する。
透過性反応浄化壁	浄化材(黒ぼく土又は活性炭)と砕石をベースとした2種類の透過性反応浄化壁を処分場入口付近に設置し、浄化壁を通過するときに浄化材により汚染物質を吸着・浄化し、地下水環境基準以下の地下水として外部に流出させる。 浄化壁は、直径1.5mの円柱の浄化壁を20mまで2列設置し、その前の方に、流速が早い浅層5mまでのところに幅1mの2種類の浄化壁をそれぞれトレンチタイプ(帯状の溝)に2列ずつ設置する。(延長はそれぞれ74m)
暗渠ドレーン・表面導水路	遮水壁設置により大雨時に埋立地内部の地下水位が上昇し、浸出水が越流することが懸念されることから、暗渠ドレーンを遮水壁内側上部に設置するとともに浄化壁の前面に表面導水路を設置し、地下水が上昇したときに浄化壁まで地下水を導いて水位の上昇や越流を防止する。浄化壁の後側にも暗渠ドレーンを設置し、一定の流速が保たれるようにして越流を防止する。
モニタリング孔設置	地下水位と地下水水質、浄化壁の効果をモニタリングするために設置する。

2 事業の実施期間

対策工については、平成19年度前半に実施設計を行い、平成19年度後半から工事を実施する。
 具体の対策工事は、最初に、雨水浸透防止対策（処分場内の整形及び雨水排水溝の設置、周辺の雨水排水溝の設置工事）を行い、処分場内の水位低下、ガス放散防止及び保有水の法面からの越流防止を図る。
 遮水壁及び透過性反応浄化壁等による浸出水拡散防止対策は、モニタリングを行い、周辺等への拡散の状況を確認しながら、住民及び専門家等で構成する（仮称）評価委員会で検討の上で実施する

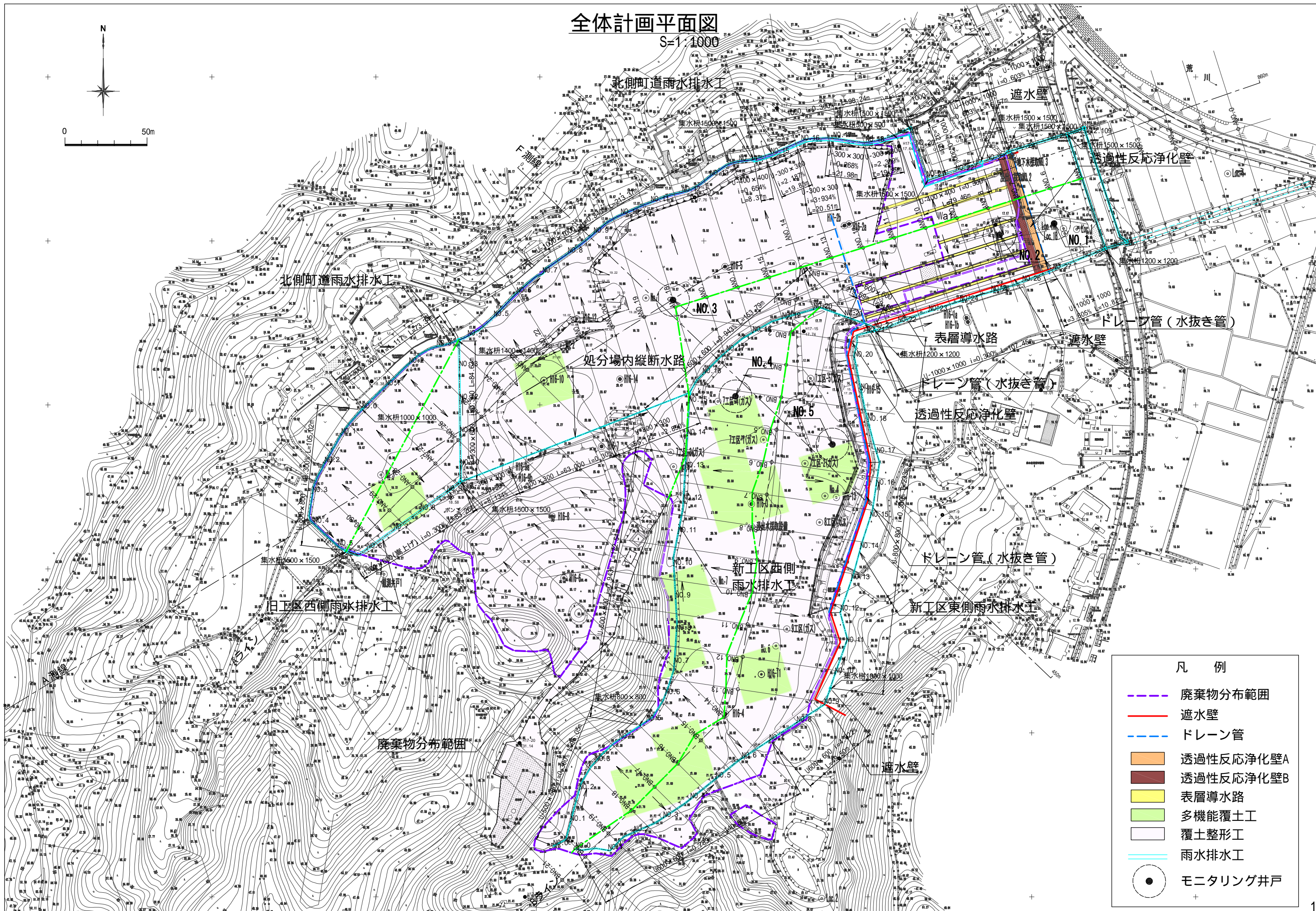
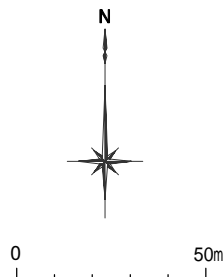
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25以降
実施設計	■	■	■	■	■	■	■
雨水浸透防止対策							
土地整形・盛土等	■	■					
場内雨水排水路		■					
周辺部雨水排水路	■	■					
モニタリング孔の設置		■					
工事期間中のモニタリング	■	■					
浸出水拡散防止に向けたモニタリング	■	■					
浸出水拡散防止対策							
遮水壁工事			■	■	■	■	■
浄化壁設置工事			■	■	■	■	■
工事期間中のモニタリング			■	■	■	■	■

3 事業費

(1) 雨水浸透防止対策		8.2億円
覆土・整形・盛土	3.2億円	
雨水排水溝設置	3.0億円	
多機能性覆土	1.8億円	
モニタリング孔設置	0.2億円	
(2) モニタリング(年間0.5億円)		
(3) 浸出水拡散防止対策		17.9億円
遮水壁600m	6.8億円	
浄化壁	10.8億円	74m(2列) + 浅層浄化壁(4m × 5m × 74m)
モニタリング孔設置	0.3億円	
概算工事費		計 26.1億円
維持管理費(10年間)		5.0億円

全体計画平面図

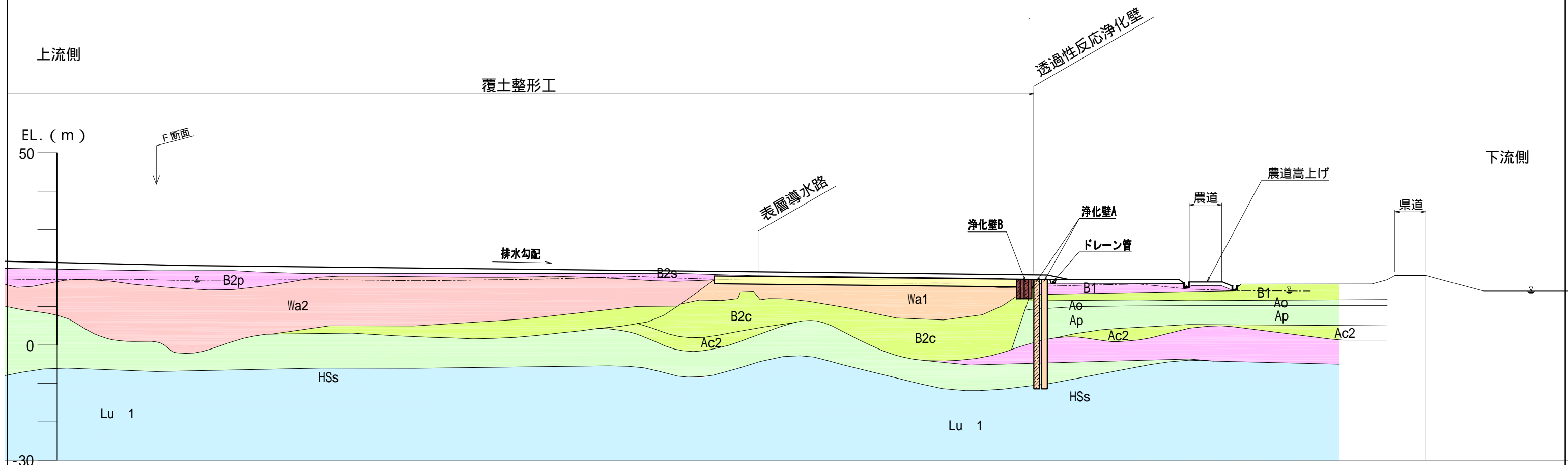
S=1/1000



- 凡例
- 廃棄物分布範囲
 - 遮水壁
 - ドレーン管
 - 透過性反応浄化壁A
 - 透過性反応浄化壁B
 - 表層導水路
 - 多機能覆土工
 - 覆土整形工
 - 雨水排水工
 - モニタリング井戸

標準横断面図 (その1) S=1/500

A 測線



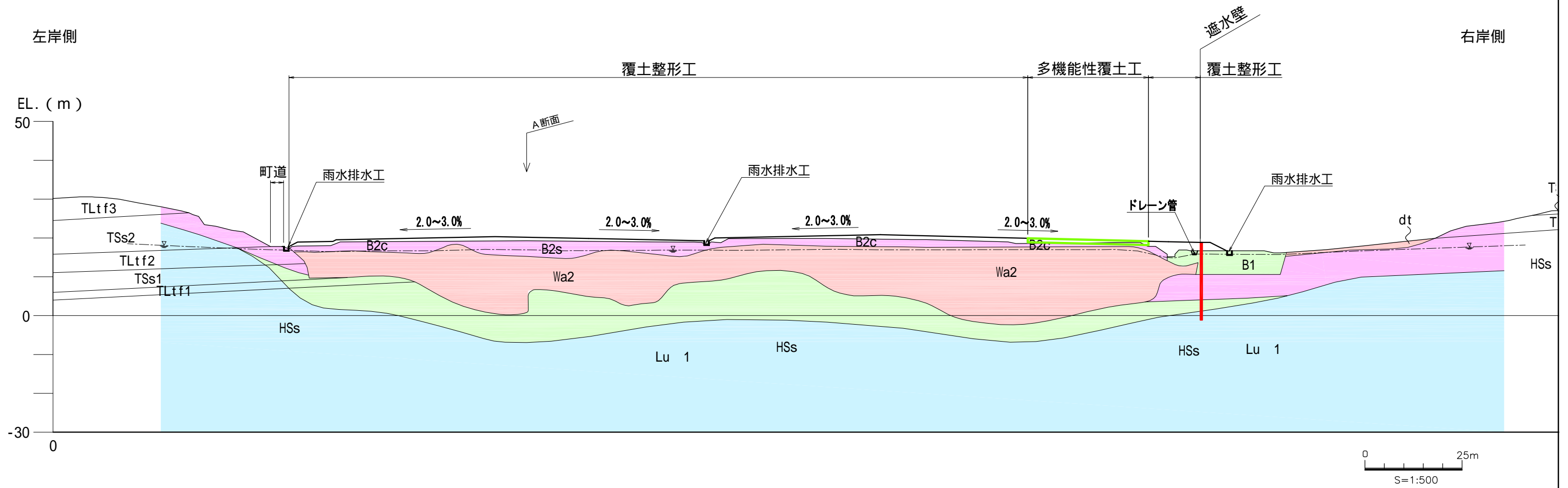
凡例

透水係数 (cm/s)	
	$1.0 \times 10^{-3} \sim$
 20 < Lu	$2.6 \times 10^{-4} \sim 1.0 \times 10^{-3}$
 10 < Lu 20	$1.3 \times 10^{-4} \sim 2.6 \times 10^{-4}$
 5 < Lu 10	$6.5 \times 10^{-5} \sim 1.3 \times 10^{-4}$
 1 < Lu 5	$1.3 \times 10^{-5} \sim 6.5 \times 10^{-5}$
 Lu 1	$\sim 1.3 \times 10^{-5}$
	透過性反応浄化壁A
	透過性反応浄化壁B
	表層導水路

0 25m
S=1:500

標準横断面図 (その2) S=1/500

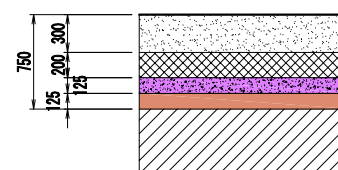
F 測線



凡例

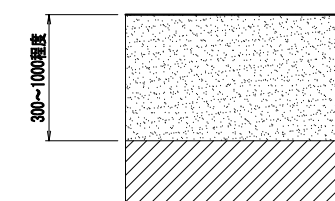
色	Lu	透水係数 (cm/s)
赤		$1.0 \times 10^{-3} \sim$
紫	$20 < Lu$	$2.6 \times 10^{-4} \sim 1.0 \times 10^{-3}$
オレンジ	$10 < Lu < 20$	$1.3 \times 10^{-4} \sim 2.6 \times 10^{-4}$
黄	$5 < Lu < 10$	$6.5 \times 10^{-5} \sim 1.3 \times 10^{-4}$
緑	$1 < Lu < 5$	$1.3 \times 10^{-5} \sim 6.5 \times 10^{-5}$
青	$Lu < 1$	$\sim 1.3 \times 10^{-5}$

多機能性覆土工標準断面



植栽層: 発生土
 バリア層:
 捕捉層2: 活性炭+ベース材 (その他ガス対策)
 捕捉層1: 酸化鉄+砂 (硫化水素対策)
 現覆土: 整形工

覆土工標準断面

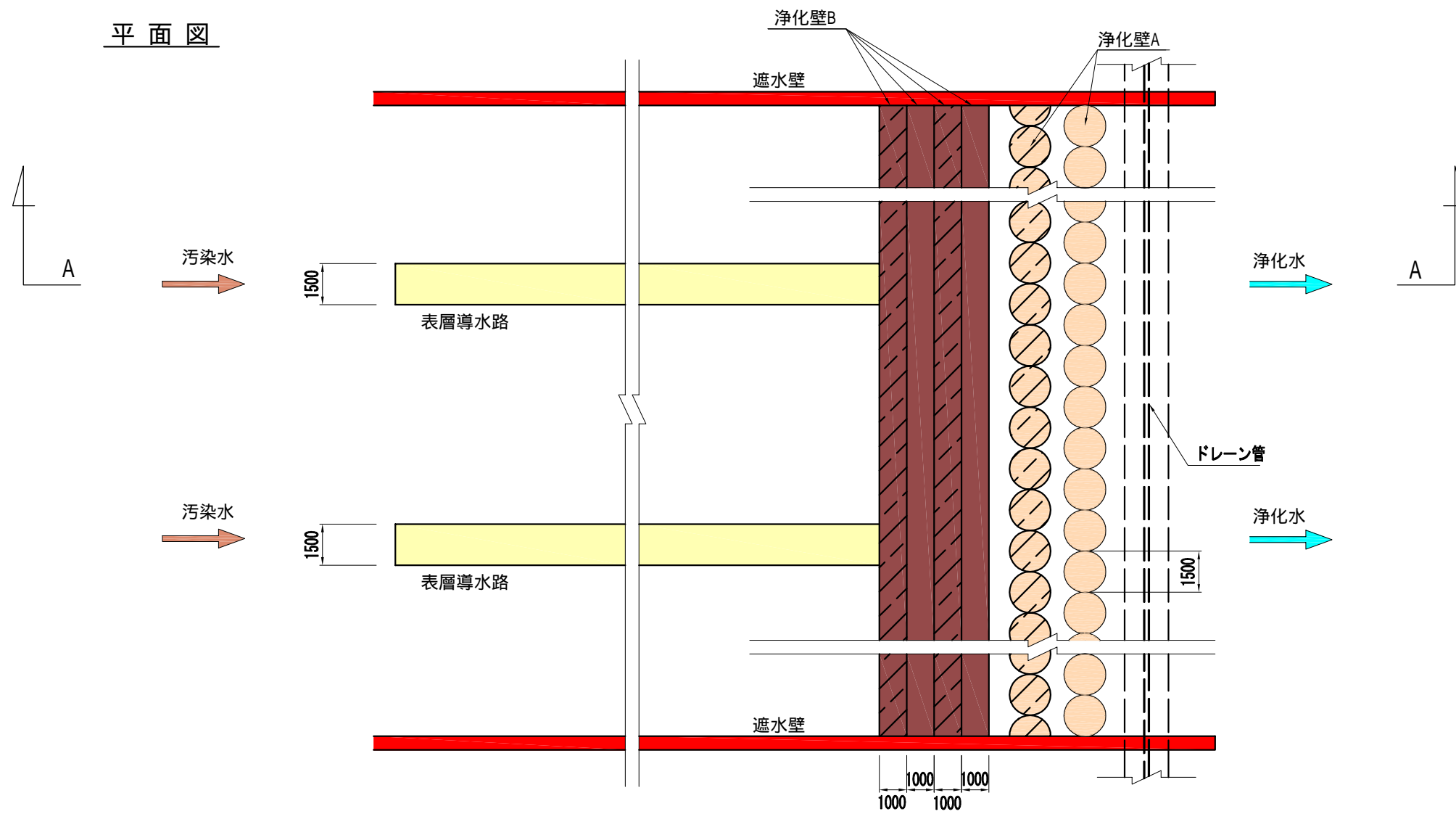


植栽層: 発生土
 現覆土: 整形工

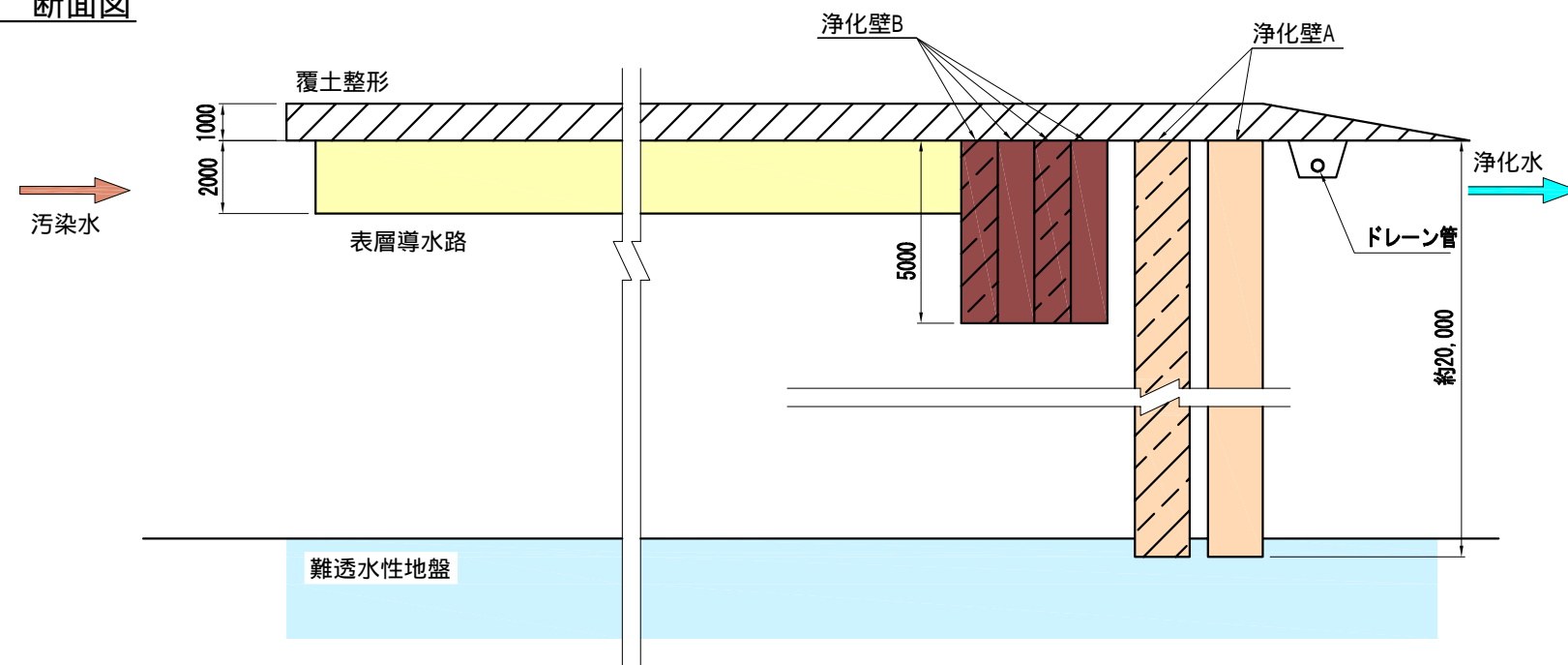
透過性反応浄化壁計画図

S=1:200

平面図



A - A 断面図



平成17年度ボーリング孔水質検査結果

検体名称	単位	H16-1-a	H16-1-b	H16-2-a	H16-2-b	H16-3	H16-4	H16-5	H16-6	H16-7	H16-8	H16-9-a	H16-9-b	H16-10	H16-11	H16-12	H16-13	H16-14	H16-15	No. 2	No. 3	No. 5	No. 6	No. 7	検出状況			最小値(H17)	最大値(H17)	平均値(H17)	平均値(H16)	平均値の変化	地下水等検査項目基準又は環境基準	放流水基準(参考)		
																									超過	検出	全数									
採取日		11/30	11/30	11/29	11/29	11/30	11/30	11/30	11/30	11/30	11/30	11/29	11/29	11/29	11/30	11/29	11/30	11/29	11/30	12/1	12/1	12/1	11/30	12/1												
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND			0.002	0.02			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0005	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0005	0 / 3 / 23	ND	0.0009	0.00063	ND		0.004	0.04				
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.02	0.2				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.17	0 / 0 / 23	ND	0.17	0.17	1		0.04	0.4				
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.002	0.02				
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.02	0.2				
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.01	0.1				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		1	3				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.006	0.06				
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	0.019		0.03	0.3				
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.008	0.004	0.008	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.009	0.003	0.009	0.003	<0.001	0.003	0.005	0.008	0.007	0.007	0 / 15 / 23	ND	0.009	0.0057	0.0065		0.01	0.1				
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.01	0.1				
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	0.014		0.05	0.1				
シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		検出されないこと	1				
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.0005	0.005				
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		検出されないこと	0.005				
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	0.001		0.01	0.1				
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	<0.001	0 / 5 / 23	ND	0.002	0.0012	0.001		0.01	0.1				
砒素	mg/L	<0.001	0.004	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.048	0.007	0.001	0.003	<0.001	0.005	0.001	0.001	0.001	0.009	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.003	0.004	<0.001	1 / 17 / 23	ND	0.048	0.0054	0.0023		0.01	0.1				
ふっ素	mg/L	<0.08	0.1	0.16	0.5	0.67	1.3	1.8	1.4	1.3	0.95	0.22	1.5	1.6	3.4	1.1	2.6	1.3	<0.08	0.71	1.1	3.8	2.9	1.2	15 / 21 / 23	ND	3.8	1.4	1.5		0.8	15				
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.3	2.5	2.1	2	1.5	2.6	1.5	0.8	2.2	5.9	10	2.4	14	4	<0.1	3.6	3	16	11	2.7	18 / 19 / 23	ND	16	4.7	6.4		1	50				
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.003	0.03				
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.02	0.2				
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.003*	<0.002*	<0.003*	<0.003*	<0.002*	<0.0008*	<0.002*	<0.0006	<0.002*	<0.002*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	<0.003*	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		0.006	0.06				
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		検出されないこと	0.003				
有機りん	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 0 / 23	ND	ND	ND	ND		検出されないこと	1				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.31	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0 / 1 / 23	ND	4.3	4.3	4.1		10	200				
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.031	0.072	0.095	0.13	1	0.088	5.1	0.6	0.12	2.4	0.56	0.083	0.15	0.17	0.19	0.83	0.26	0.88	0.43	0.44	2.5	0.68	0.042	3 / 23 / 23	0.031	5.1	0.73	0.65		1	10				
pH	-	8.8	7.2	7.5	8	7.7	7.7	8.5	8.4	8	8.2	8	8.1	8.1	7.8	8.2	7.8	8	7.3	8.1	8	7.8	8	7.8	23 / 23	7.2	8.8	8.0	7.3		-	5.8 ~ 8.6				
BOD	mg/L	1.7	0.9	0.7	6.2	5	8	66	11	5.6	5.2	8	5.3	8.7	49	3.6	73	4	0.8	3.9	4.5	120	50	4.4	5 / 23 / 23	0.7	120	19	31		20	60				

(処分場外)

(参考資料)

1 モニタリング計画

場内の汚染状況及び浸出水の拡散状況並びに周辺地下水の汚染状況の監視のためモニタリングを行う。浸出水拡散防止対策は、モニタリングの結果に基づき実施することから、場内の汚染濃度の確認及び周辺地下水への影響確認のための水質調査を強化し、状況把握に努める。

場内の汚染濃度の上昇の確認及び場外への汚染の拡散のおそれを監視するため、鉛、ほう素、ふっ素、BOD等についての水質調査を強化する。

場内の汚染濃度の上昇の確認及び場内の汚染状況の確認のため、地下水等検査項目及び地下水環境基準項目についての水質調査を強化する。

モニタリング実施予定位置図

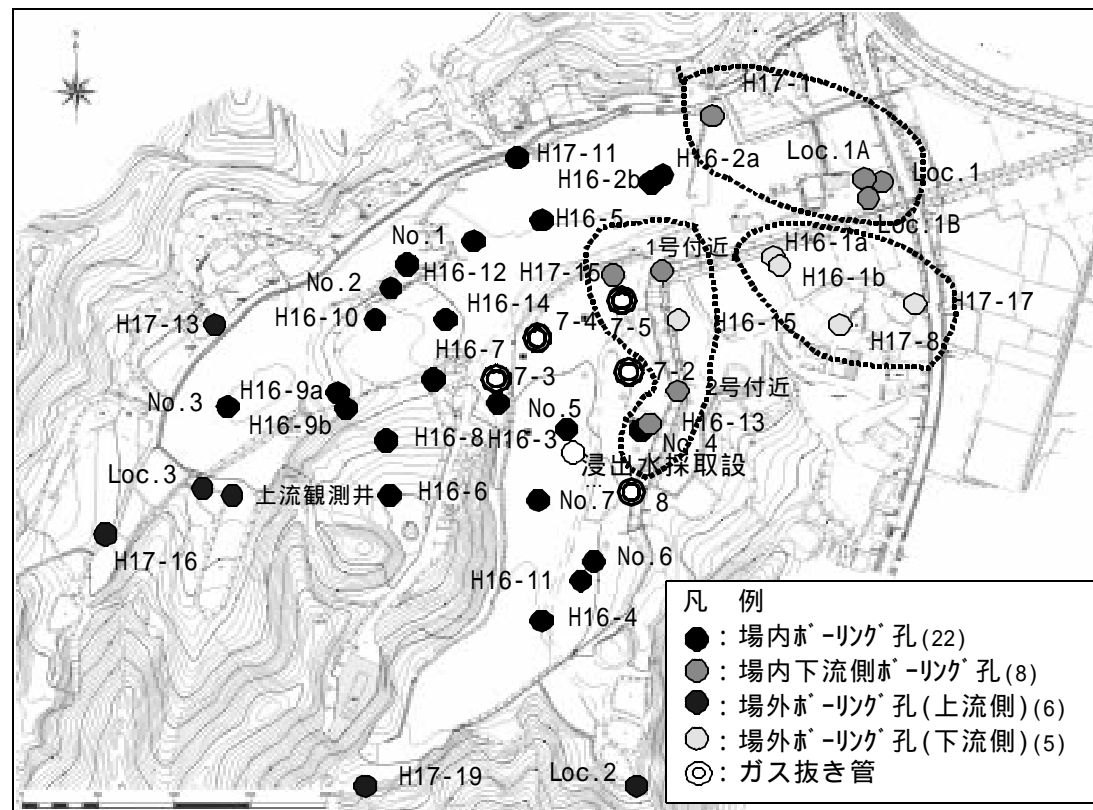


図2.1.1 観測井等位置図

--- 部分は特にモニタリングを強化する範囲

2 処分場の現状

表1 処分場内廃棄物の基準超過状況(13地点50試料)(H17.1調査)

対象物質	有害産業廃棄物 判定基準		土壌環境基準 (=土壌溶出量基準)		土壌含有量基準	
	0 試料	0 地点	13 試料	7 地点	31 試料	13 地点
鉛	0	0	13	7	31	13
総水銀	0	0	1	1	0	0
砒素	0	0	3	3	0	0
ふっ素	0	0	6	4	0	0
ほう素	0	0	5	3	0	0
ベンゼン	0	0	2	2		
カドミウム	0	0	0	0	1	1

表2 処分場ボーリング孔内(23箇所)の保有水等の基準超過状況(H17.11調査)

対象物質	地下水等検査 項目基準	地下水環境基準	(参考) 放流水基準
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	0
砒素	1	1	0
ふっ素		15	0
ほう素		18	0
BOD	5		3
ダイオキシン類		3	0

特別管理産業廃棄物に相当する性状とは、有害物質の濃度が判定基準を超過することにより、そのままの状況では、生活環境への被害が生ずるおそれのある汚染レベルをいう。(当該処分場の廃棄物は判定基準を超過していないことから、撤去の必要性は認められない。)

土壌環境基準とは、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準である。

土壌含有量基準とは、土壌摂取(知らない間に口に入ったり、子供が手に触れて食べたりなどすること)が一生涯続いても影響が出ない濃度基準である。(当該処分場の廃棄物や土壌中には基準を超過している項目もあるが、覆土や飛散防止が行われていること及び立入禁止区域としていることなどから処分場内の廃棄物の飛散等により摂取する可能性は低いと考えている。)なお、この基準は、土壌汚染対策法で定められた一般環境下にある土地に適用される基準であり、本案処分場に適用されない。

地下水等検査項目基準とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき定められた安定型処分場の浸透水や周辺地下水の基準である。(処分場を廃止するには、処分場の浸透水や周辺地下水が、この基準を満たすことが必要である。)

地下水環境基準とは、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境保全のために維持されることが望ましい地下水の基準である。

放流水基準とは、管理型処分場の放流水に適用される基準である。(当該処分場には本来は適用されないが、法面からの越流や揚水等により公共用水域に排出しているため、適用している。放流水基準は、硫化する公共用水域で希釈されることをも考慮され、おおむね地下水環境基準の10倍の値となっている。工場及び事業場から公共用水域に排出される水の基準も同じ値で設定されている。)

3 浸透水採取設備及び場外の地下水観測井から採取した試料の経時変化（平成16年以降）

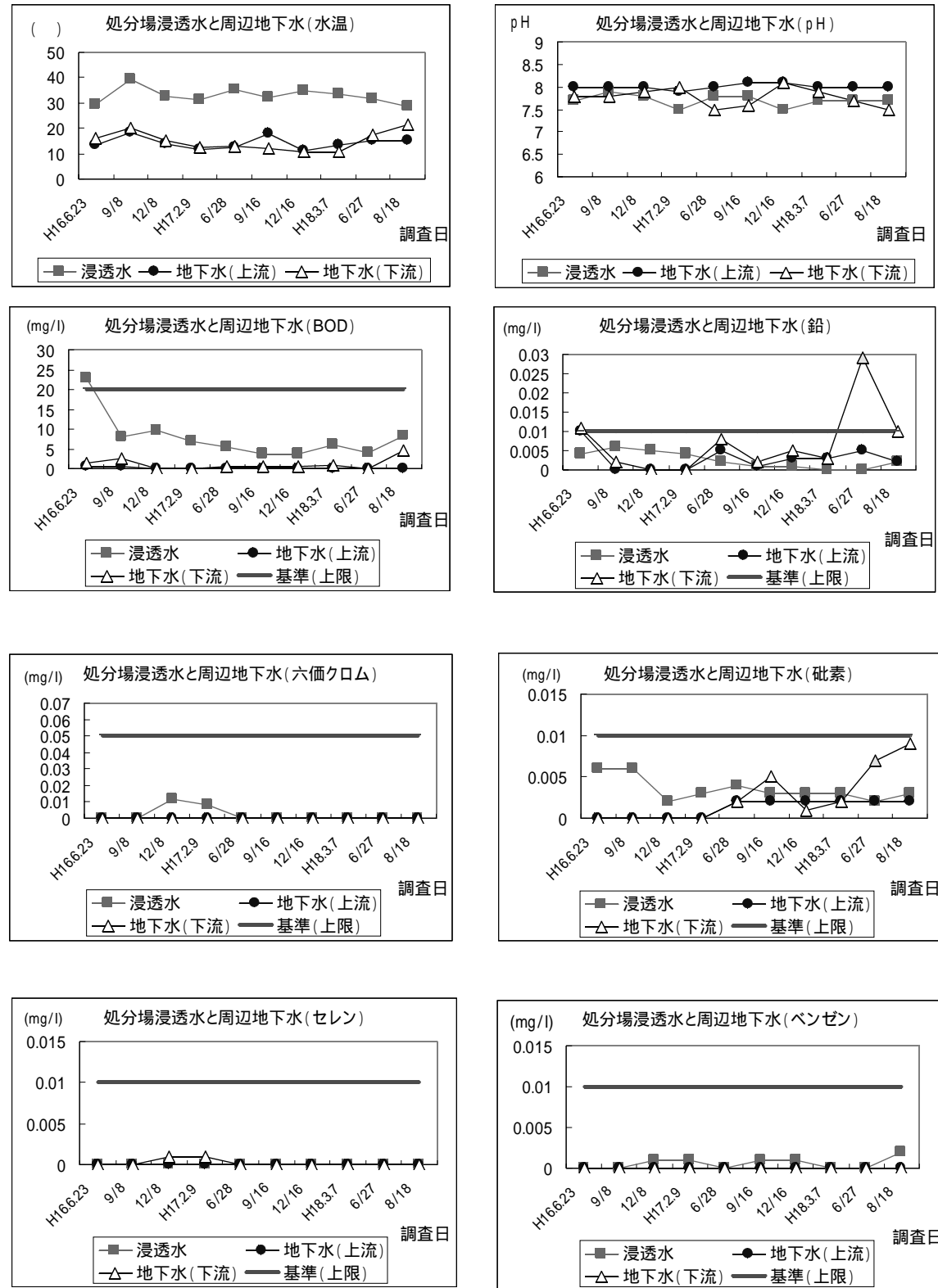
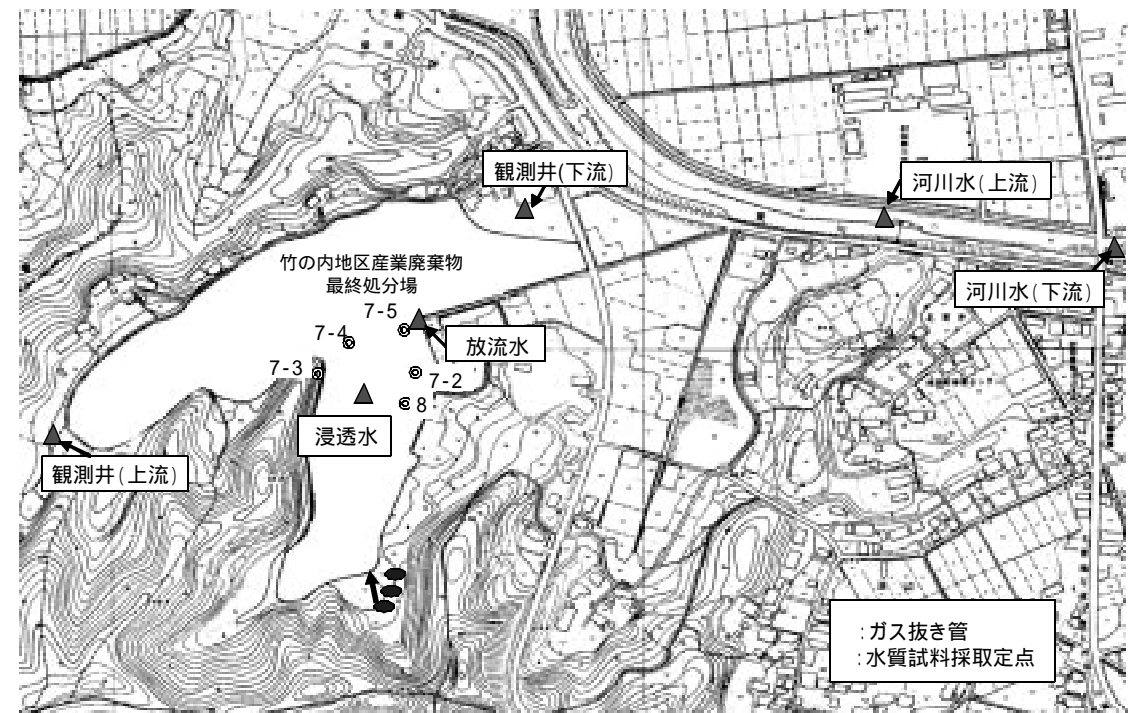


図 - 1 竹の内地区産業廃棄物最終処分場水質試料採取位置図



H18.6.27の鉛と砒素については、追試験の結果から、試料採取時に管内底泥の巻き上げ生じ、底泥が混入したものである。

平成16年度以降上記以外の物質は検出されていない。

いずれの物質も基準以下で推移している。

対 策 工 の 比 較 表

	A案 [下流遮水壁+透過性反応浄化壁案]	B-1案 [揚水井戸+水処理施設 (町から提出された提案、見積書から作成)]	B-2案 [バリア井戸工法+水処理施設 (町の提案を地下水シミュレーションにあわせて作成した案)]	B-3案 [下流遮水壁+揚水井戸+水処理施設 (町の提案に下流遮水壁を設置し、作成した案)]	B-4案 [全周遮水壁+揚水井戸+水処理施設 (町の提案に全周遮水壁設置し、作成した案)]																																																																				
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場東側に遮水壁を設置し、浸出水の拡散を防止する。 ・透過性反応浄化壁を設置し、水位低下及び汚染物質を浄化する。 ・暗渠ドレーンを設置し、水位上昇を防止する。 ・処分場周辺に雨水排水溝を設置し、処分場内への雨水の流入を防止する。 ・処分場内の整形及び排水溝を設置し、廃棄物層への雨水の浸透を防止するとともに一部多機能性覆土を実施し、水位の上下に伴うガスの放散を防止する。 ・モニタリング井戸を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水井戸により地下水をポンプアップして、浸出水の拡散を防止する。 ・水処理設備を用い、浸出水を確実に処理する。 ・処分場周辺に雨水排水溝を設置し、処分場内への雨水の流入を防止する。 ・発生ガスの処理は、ガス処理施設を設置し、処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水井戸により地下水をポンプアップして、浸出水の拡散を防止する。 ・水処理設備を用い、浸出水を確実に処理する。 ・処分場周辺に雨水排水溝を設置し、処分場内への雨水の流入を防止する。 ・処分場内の表面はキャッピングし、廃棄物層への雨水の浸透を防止する。 ・発生ガスの処理は、ガス処理施設を設置し、処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場東側に遮水壁を設置し、浸出水の拡散を防止する。 ・処分場内の保有水を揚水し、保有水位を低下させる。 ・水処理設備を用い、浸出水を確実に処理する。 ・処分場周辺に雨水排水溝を設置し、処分場内への雨水の流入を防止する。 ・処分場内の表面はキャッピングし、廃棄物層への雨水の浸透を防止する。 ・発生ガスの処理は、ガス処理施設を設置し、処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場全周に遮水壁を設置し、浸出水の拡散を防止する。 ・処分場内の保有水を揚水し、保有水位を低下させる。 ・水処理設備を用い、浸出水を確実に処理する。 ・処分場周辺に雨水排水溝を設置し、処分場内への雨水の流入を防止する。 ・処分場内の表面はキャッピングし、廃棄物層への雨水の浸透を防止する。 ・発生ガスの処理は、ガス処理施設を設置し、処理する。 																																																																				
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の流動や水収支を変えずに浸出水の拡散を防止できる。 ・水処理施設が不要であり、維持管理費がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設により汚染の拡散防止はできる。 ・揚水により、埋立廃棄物層の安定化は促進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設により汚染の拡散防止はできる。 ・揚水により、埋立廃棄物層の安定化は促進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水壁と水処理施設で拡散防止はできる。 ・揚水により、埋立廃棄物層の安定化は促進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水壁と水処理施設で拡散防止はできる。 ・揚水により、埋立廃棄物層の安定化は促進できる。 																																																																				
問題点		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時に揚水のみで拡散を制御することは困難である。 ・水処理量が膨大となり(540m³/日)施設建設費及び維持管理費が多額となる。 ・揚水による地盤沈下が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時に揚水のみで拡散を制御することは困難である。 ・水処理量が膨大となり(410m³/日)施設建設費及び維持管理費が多額となる。 ・揚水による地盤沈下が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設建設費及び維持管理費が多額となる。 ・揚水により地下水の流向がかわり遮水壁に導水できない場合が懸念される。 ・揚水による地盤沈下が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全周遮水によって水処理施設建設費及び維持管理費はB-1～3案よりは削減できるが、Aよりは多額となる。 ・揚水による地盤沈下が懸念される。 																																																																				
概要図																																																																									
事業費	<table border="0"> <tr> <td>①浄化壁 74m(2列)+浅層浄化壁(4m×5m×74m)</td> <td>10.8億円</td> </tr> <tr> <td>②遮水壁600m</td> <td>6.8億円</td> </tr> <tr> <td>③覆土整形(多機能性覆土含む)</td> <td>5.0億円</td> </tr> <tr> <td>④雨水排水工</td> <td>3.0億円</td> </tr> <tr> <td>⑤暗渠管・モニタリング井戸等</td> <td>0.5億円</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>計 26.1億円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(10年間)</td> <td>5.0億円</td> </tr> </table> <p>※モニタリング年間0.5億円</p>	①浄化壁 74m(2列)+浅層浄化壁(4m×5m×74m)	10.8億円	②遮水壁600m	6.8億円	③覆土整形(多機能性覆土含む)	5.0億円	④雨水排水工	3.0億円	⑤暗渠管・モニタリング井戸等	0.5億円	概算工事費	計 26.1億円	維持管理費(10年間)	5.0億円	<table border="0"> <tr> <td>①揚水井戸51本</td> <td>2.55億円(町見積7.25億円)</td> </tr> <tr> <td>②水処理施設 540m³/日</td> <td>37.40億円(" 16.00億円)</td> </tr> <tr> <td>③調査設計・分析機械設置</td> <td>3.00億円(" 3.00億円)</td> </tr> <tr> <td>④雨水排水工</td> <td>3.00億円(" 0.00億円)</td> </tr> <tr> <td>⑤ガス処理施設</td> <td>0.20億円(" 0.00億円)</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>計 46.15億円(" 26.25億円)</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(10年)</td> <td>19.80億円(" 10.00億円)</td> </tr> </table> <p>※年間：モニタリング0.3億 ポンプメンテナンス0.38億 水処理(1000×360m³/日×365日=1.3億) 計1.98億/年</p> <p>※処分場内：雨水4.14mm/日×面積88,000m²×浸透率0.34×1.5倍=185m³/日 処分場外：雨水4.14mm/日×面積168,000m²×浸透率0.34×1.5倍=355m³/日 (埋立地に流入する地下水量を揚水処理する量として設定)</p>	①揚水井戸51本	2.55億円(町見積7.25億円)	②水処理施設 540m ³ /日	37.40億円(" 16.00億円)	③調査設計・分析機械設置	3.00億円(" 3.00億円)	④雨水排水工	3.00億円(" 0.00億円)	⑤ガス処理施設	0.20億円(" 0.00億円)	概算工事費	計 46.15億円(" 26.25億円)	維持管理費(10年)	19.80億円(" 10.00億円)	<table border="0"> <tr> <td>①揚水井戸 19本</td> <td>0.95億円</td> </tr> <tr> <td>②水処理施設(410m³/日)</td> <td>31.00億円</td> </tr> <tr> <td>③雨水排水工</td> <td>3.00億円</td> </tr> <tr> <td>④ガス対策工 (シト88,000m²+処理塔2基)</td> <td>11.00億円</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>計 45.95億円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(10年間)</td> <td>14.00億円</td> </tr> </table> <p>※年間：モニタリング 0.3億 ポンプメンテナンス 0.1億 水処理(1000円/m³×273m³/日×365日=1.0億) 計1.4億/年</p> <p>※処分場内：雨水4.14mm/日×面積88,000m²×浸透率0.1×1.5倍=55m³/日 処分場外：雨水4.14mm/日×面積168,000m²×浸透率0.34×1.5倍=355m³/日 (埋立地に流入する地下水量を揚水処理する量として設定)</p>	①揚水井戸 19本	0.95億円	②水処理施設(410m ³ /日)	31.00億円	③雨水排水工	3.00億円	④ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円	概算工事費	計 45.95億円	維持管理費(10年間)	14.00億円	<table border="0"> <tr> <td>①遮水壁 674m</td> <td>7.40億円</td> </tr> <tr> <td>②揚水井戸 10本</td> <td>0.50億円</td> </tr> <tr> <td>③水処理施設 410m³/日</td> <td>31.00億円</td> </tr> <tr> <td>④雨水排水工</td> <td>3.00億円</td> </tr> <tr> <td>⑤ガス対策工 (シト88,000m²+処理塔2基)</td> <td>11.00億円</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>計 52.90億円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(10年)</td> <td>14.00億円</td> </tr> </table> <p>※年間：モニタリング 0.3億 ポンプメンテナンス 0.1億 水処理(1000円/m³×273m³/日×365日=1.0億) 計1.4億/年</p> <p>※処分場内：雨水4.14mm/日×面積88,000m²×浸透率0.1×1.5倍=55m³/日 処分場外：雨水4.14mm/日×面積168,000m²×浸透率0.34×1.5倍=355m³/日 (埋立地に流入する地下水量を揚水処理する量として設定)</p>	①遮水壁 674m	7.40億円	②揚水井戸 10本	0.50億円	③水処理施設 410m ³ /日	31.00億円	④雨水排水工	3.00億円	⑤ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円	概算工事費	計 52.90億円	維持管理費(10年)	14.00億円	<table border="0"> <tr> <td>①遮水壁 1,565m</td> <td>17.20億円</td> </tr> <tr> <td>②揚水井戸 5本</td> <td>0.25億円</td> </tr> <tr> <td>③水処理施設 60m³/日</td> <td>8.00億円</td> </tr> <tr> <td>④雨水排水工</td> <td>3.00億円</td> </tr> <tr> <td>⑤ガス対策工 (シト88,000m²+処理塔2基)</td> <td>11.00億円</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>計 39.45億円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費(10年)</td> <td>5.50億円</td> </tr> </table> <p>※年間：モニタリング 0.3億 ポンプメンテナンス 0.1億 水処理(1000円/m³×39m³/日×365日=0.15億) 計0.55億/年</p> <p>※雨水4.14mm/日×面積94,000m²×浸透率0.1×1.5倍(安全率)=60m³/日 (埋立地内の雨水浸透量を揚水処理する量として設定)</p>	①遮水壁 1,565m	17.20億円	②揚水井戸 5本	0.25億円	③水処理施設 60m ³ /日	8.00億円	④雨水排水工	3.00億円	⑤ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円	概算工事費	計 39.45億円	維持管理費(10年)	5.50億円
①浄化壁 74m(2列)+浅層浄化壁(4m×5m×74m)	10.8億円																																																																								
②遮水壁600m	6.8億円																																																																								
③覆土整形(多機能性覆土含む)	5.0億円																																																																								
④雨水排水工	3.0億円																																																																								
⑤暗渠管・モニタリング井戸等	0.5億円																																																																								
概算工事費	計 26.1億円																																																																								
維持管理費(10年間)	5.0億円																																																																								
①揚水井戸51本	2.55億円(町見積7.25億円)																																																																								
②水処理施設 540m ³ /日	37.40億円(" 16.00億円)																																																																								
③調査設計・分析機械設置	3.00億円(" 3.00億円)																																																																								
④雨水排水工	3.00億円(" 0.00億円)																																																																								
⑤ガス処理施設	0.20億円(" 0.00億円)																																																																								
概算工事費	計 46.15億円(" 26.25億円)																																																																								
維持管理費(10年)	19.80億円(" 10.00億円)																																																																								
①揚水井戸 19本	0.95億円																																																																								
②水処理施設(410m ³ /日)	31.00億円																																																																								
③雨水排水工	3.00億円																																																																								
④ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円																																																																								
概算工事費	計 45.95億円																																																																								
維持管理費(10年間)	14.00億円																																																																								
①遮水壁 674m	7.40億円																																																																								
②揚水井戸 10本	0.50億円																																																																								
③水処理施設 410m ³ /日	31.00億円																																																																								
④雨水排水工	3.00億円																																																																								
⑤ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円																																																																								
概算工事費	計 52.90億円																																																																								
維持管理費(10年)	14.00億円																																																																								
①遮水壁 1,565m	17.20億円																																																																								
②揚水井戸 5本	0.25億円																																																																								
③水処理施設 60m ³ /日	8.00億円																																																																								
④雨水排水工	3.00億円																																																																								
⑤ガス対策工 (シト88,000m ² +処理塔2基)	11.00億円																																																																								
概算工事費	計 39.45億円																																																																								
維持管理費(10年)	5.50億円																																																																								

B案について、保有水を汲み上げて処理する場合は、除去目標は「放流水基準」となるが、現に保有水が放流水基準(地下水環境基準の10倍)を満足していることから、対策案としては論理矛盾となり、保有水のポンプアップ、水処理及び水処理施設の維持管理の必要性は説明することはできない。